

平成 20 年第3回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成20年9月19日 開 議 午前9時30分

末武議長	おはようございます。開会に先立ちまして、台風13号が高知沖を通過中でございますので、もし、警報の発令などがございまして、水防本部を設置という事態がありました時は、本議会を中止させていただくことがあるかもしれませんので、ご了解をお願いしたと思います。 只今の出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。
栗田町長	招集者であります町長のごあいさつをお願いいたします。町長 栗田隆義君。 皆さん、おはようございます。平成20年第3回まんのう町定例議会をお願い申し上げましたところ、議員各位皆様方におかれましては、公私共にお忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。そしてお手元にご配布させておりますが、議案第2号及び議案第7号につきましては、字句の訂正がございましたので差替えをお願いいたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。暑さ寒さも彼岸までとよく言われますが、朝夕はめっきり涼しくなりまして秋の気配が感じられます。台風13号の影響が心配されますが、早明浦付近のみの雨で被害のないことを祈っております。8月はまんのうフェスティバル、琴南サマーフェスタ、仲南地区バレーボール大会など、地区をあげての大きな大会がございましたが、議員の皆様方におかれましても積極的にご参加をいただきましてありがとうございます。本日お願い申し上げておりますのは、平成19年度決算認定10件及び議案9件でございます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。
末武議長 久留嶋議会 事務局長	日程にはいるに先立ちまして議会報告をいたします。事務局長 久留嶋一之君 ご報告申し上げます。初めに町長から地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項に基づく決算認定案件10件、並びに地方自治法第149条の規定に基づく議案9件を受理いたしました。 次に地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づく議員提出議案1件を受理いたしました。 次に組合議会関係について、 平成20年8月1日 平成20年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催され、議案第9号 専決処分の承認について、平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）他2件の審議がされております。

日程第 1	久留嶋議会 事務局長	平成 20 年 8 月 6 日 平成 20 年第 2 回財田川防災組合議会定例会が開催され、議案第 3 号 監査委員の選任について、他 4 件の審議がされております。 平成 20 年 8 月 12 日 平成 20 年香川県中部広域競艇事業組合議会 8 月定例会が開催され、認定第 1 号 平成 19 年度香川県中部広域競艇事業組合一般会計歳入歳出決算認定についての審議、監査委員の選任が行われております。 平成 20 年 8 月 26 日 平成 20 年中讃広域行政事務組合議会 8 月定例会が開催され、認定第 1 号 平成 19 年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、他 5 件の審議がされております。 次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成 20 年 6 月分、7 月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査、平成 19 年度分一般会計、各特別会計及び水道事業会計の定期監査の報告が参っております。 次に町長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告第 1 号として、平成 19 年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告がありましたので、既に配布してある書類をもって報告にかえさせていただきます。 次に議会運営委員長から、会議規則第 77 条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。以上で議会報告を終わります。											
	末武議長 三好議会 運営委員長	日程第 1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員長 三好勝利君 議会運営委員会の、9 月定例会運営に関する報告を申し上げます。 9 月 16 日午後 1 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員、全員が出席いたしまして、一般会計の、決算認定、及び補正予算の審議方法については、予算審議と同様で、総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係部分は、他の常任委員会で審査、質疑終結までして、総務常任委員会に報告後、最終的に総務常任委員会で審査することなど、9 月定例会運営について慎重に審議しました、その結果をご報告いたします。 それでは、お手元に、配布されております、議事日程第 1 号について、ご説明を申し上げます。 なお、付託案件については、付託案件の委員長報告で報告いたします。 <table> <tr> <td>日程第 1</td><td>議会運営委員会報告</td><td>議会運営委員長</td></tr> <tr> <td>日程第 2</td><td>会議録署名議員の指名</td><td></td></tr> <tr> <td>日程第 3</td><td>会期の決定</td><td>9 月 19 日より、10 月 2 日の 14 日間と致します。</td></tr> <tr> <td>日程第 4</td><td>町政報告</td><td></td></tr> </table>	日程第 1	議会運営委員会報告	議会運営委員長	日程第 2	会議録署名議員の指名		日程第 3	会期の決定	9 月 19 日より、10 月 2 日の 14 日間と致します。	日程第 4	町政報告
日程第 1	議会運営委員会報告	議会運営委員長											
日程第 2	会議録署名議員の指名												
日程第 3	会期の決定	9 月 19 日より、10 月 2 日の 14 日間と致します。											
日程第 4	町政報告												

三好議会 運営委員長	日程第 5	付託案件の委員長報告	議会運営委員長
	日程第 6	所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長
	日程第 7	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長
	日程第 8	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長
	日程第 9	水資源対策特別委員会の委員長報告	水資源対策特別委員長
	日程第 10	交通対策特別委員会の委員長報告	交通対策特別委員長
	日程第 11	満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告	満濃中学校改築調査特別委員長
	日程第 12	発議第 4 号 まんのう町議会 町民報告会条例の制定 について (平成 20 年 6 月議会継続案件)	即決
	日程第 13	認定第 1 号 平成 19 年度 まんのう町 一般会計 歳入歳出決算認定について	総務常任委員会に付託
	日程第 14	認定第 2 号 平成 19 年度 まんのう町 国民健康保険 特別会計歳入歳出 決算認定について	教育民生常任委員会に付託
	日程第 15	認定第 3 号 平成 19 年度 まんのう町 老人保健 特別会計歳入歳出 決算認定について	教育民生常任委員会に付託
	日程第 16	認定第 4 号 平成 19 年度 まんのう町 介護保険 特別会計歳入歳出 決算認定について	教育民生常任委員会に付託
	日程第 17	認定第 5 号 平成 19 年度 まんのう町 診療所特別会計 歳入歳出決算認定について	教育民生常任委員会に付託
	日程第 18	認定第 6 号 平成 19 年度 まんのう町 簡易水道 特別会計歳入歳出 決算認定について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 19	認定第 7 号 平成 19 年度 まんのう町 下水道 特別会計歳入歳出 決算認定について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 20	認定第 8 号 平成 19 年度 まんのう町 農業集落排水 特別会計歳入歳出 決算認定について	建設経済常任委員会に付託

三好議会 運営委員長	日程第 21	認定第 9 号	平成 1 9 年度 まんのう町 浄化槽整備推進 事業 特別会計歳入歳出 決算認定について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 22	認定第 10 号	平成 1 9 年度 まんのう町 水道事業会計 決算認定について	建設経済常任委員会に付託
	認定第 1 号から、認定第 10 号までの 1 0 案件は、関連がありますので、一括議題とさせていただきます。			
	日程第 23	議案第 1 号	まんのう町 行政放送 告知施設の設置 及び 管理に関する条例の 制定について	総務常任委員会に付託
	日程第 24	議案第 2 号	まんのう町 議会議員の報酬 及び 費用弁償等に関する条例の 一部改正について	即決
	日程第 25	議案第 3 号	まんのう町 特別職報酬等審議会条例の 一部改正について	即決
	日程第 26	議案第 4 号	まんのう町 特別職の職員で非常勤の ものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正について	即決
	議案第 2 号から、議案第 4 号の 3 議案は、関連がありますので、一括議題とさせていただきます。			
	日程第 27	議案第 5 号	まんのう町 職員の勤務時間、休暇等に 関する条例の 一部改正について	即決
	日程第 28	議案第 6 号	まんのう町 道路線の認定について	建設経済常任委員会に付託
	日程第 29	議案第 7 号	財田川防災組合の 解散について	即決
	日程第 30	議案第 8 号	財田川防災組合の 解散に伴う財産処分について	即決

	栗田町長	それでは、第2回町議会以降の町政の一端を報告させていただきます。 先の第2回町議会における町政報告において、満濃池の貯水量にふれ、本年は雨量も多く貯水率は100%と申し上げましたが、それ以降、極端に雨量が少なく早明浦ダムにおきましては、貯水率0の状態が続いており、県内の多くの市町において水不足の対策に苦慮しているところでございます。しかしながら、わが町におきましては今のところ町民の皆様方にご不便をおかけするようなことはない状況でございます。しかし、夏場にかけて、満濃池を水源とする給水区域の水道水に臭気が発生し、住民の皆様にご迷惑をおかけいたしました。原因は大量の藻の発生によるものと考えられ、現段階での可能な対応手段を講じ、また、気温の低下、降雨による水量の増加などにより、現在はほぼ改善をいたしております。今後は恒久的な処理方法の検討も必要であるというふうに考えております。 次に情報基盤整備事業では、各家庭への音声告知器の設置工事を順次進めております。8月31日現在で申込数は、6,648、加入率91.17%、設置済が4,269、設置済率64.21%でございます。また、中讃ケーブルビジョン加入状況は、8月29日現在でテレビ加入数2,447、加入率39.5%、インターネット加入数2,000、加入率32.3%でございます。まんのう町が誇る素晴らしい施設であり、今後より一層の利用向上をお願いする次第でございます。 次に防災関係では、8月31日に仲南地区におきまして、ため池3箇所で大雨による堤体の決壊を想定した訓練を行いました。また、同じ日の早朝には職員を対象に非常召集訓練を実施し、多くの参加を得ることが出来ました。今後も地域の実情にそった防災訓練を行っていく予定でございます。また、光ケーブルを利用した地震発生時の情報システムの導入も進めております。 次に8月10日満濃農村環境改善センターにおきまして、成人式が開催されました。新たに成人となられた169名が参加されました。まんのう町の若者が一同に集まるこのような機会で大いに親交を深め一体感をもっていただき、心に残る成人式あることを願いました。 次に中学生の海外派遣事業は、8月20日から25日までの間、シンガポール、マレーシアにて行い、満濃中学生27名、琴南中学生12名、引率者4名、計43名が参加しました。多感な少年期の異文化にじかに触れる体験は貴重なものであり、これからの進路に大いに役立つものと期待をいたしております。 次にイベント関係では、7月20日に仲南帆山地区でひまわり祭り、8月2日第32回まんのうフェスティバル、8月13日に琴南サマーフェスタがそれぞれ開催されました。各会場には多くの方に来ていただき大変賑やかなお祭りとなりました。 また、8月17日に仲南地区バレーボール大会が開かれ114チームが参加されました。運動場一杯に繰り広げられる歓声は地域の融和を図ると同時に健康づくりにも役立つものと感じました。
--	------	--

日程第 5	栗田町長	次に福祉関係では、9月15日の敬老の日のあたりに町内の高齢者の方を訪問いたしました。多くの方の元気さに驚かされましたが、まんのう町内には90歳以上の方が355人、その内95歳以上の方が27人、またその中で100歳以上の方が12人おいでになります。 次に地域公共交通関係では、地域公共交通総合連携計画策定に向けての支援コンサルタントを決定し、今後アンケート調査、ヒヤリング等を実施し、協議会の開催を重ねながら本年度に計画策定を行い21年度に試行運転を行う予定でございます。 次に主な工事の進捗状況ですが、かりんの丘公園整備事業の進捗率は30%程度でございます。また、長炭小学校耐震補強工事は仮校舎の設置が完了し、荷物の搬入を行い9月24日には仮校舎での授業を開始する予定でございます。工事の発注につきましては、やすらぎ荘改修工事の入札を9月24日に行う予定にしている他、道路、林道、水道等も順次発注を行って参ります。 最後になりましたが、平成19年度の決算認定をお願いいたしておりますが、普通会計の決算状況における実質単年度収支は、45,612,000円の黒字、また、実質公債比率は14.2%、前年度比1.6ポイントの減、起債制限比率10.1% 前年度比0.4ポイントの減などの若干の改善をみておりますが、財政基盤強化のため引き続き行財政改革を進めて行かなければなりません。議員各位の皆様方のご理解、ご協力を今後ともよろしくお願い申し上げます。なお、健全化判断比率及び資金不足率につきましては、町のホームページで公表する予定でございます。以上簡単ではございますが、6月定例会以降の町政の一端をご報告申し上げます。なお、お手元に町政報告をご配布をさせていただいておりますのでお見通しをお願いいたします。以上で終わります。
	末武議長	町政報告を終わります。 日程第5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。議会運営委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。
	三好議会 運営委員長	議会運営委員長 三好勝利君 議会運営委員会の付託案件の委員長報告を行います。 去る7月28日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員5名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、出席により議会運営委員会を開催いたしました。議題につきましては、6月定例会提出の付託案件の継続審査であります。 付託案件の、 発議第1号 まんのう町議会議員定数条例の制定について、 発議第2号 まんのう町議会議員定数条例の制定について の審査にはいり、委員より、合併協議会の中で相当議論されているので合併協議会の意見を尊重したらどうか、全協で他の議員

	三好議会 運営委員長	の意見を聞くなど、発言があり、結論が出ず、発議第1号 まんのう町議会議員定数条例の制定について、発議第2号 まんのう町議会議員定数条例の制定についての2議案は、なお継続して審査をすることで意見の一致をみました。 発議第3号 まんのう町議会議員選挙区条例の制定については、委員より、情報基盤整備事業により、町内の情報格差もなくなっており、3町合併をしたのだから、町内融和のため合併協議会の意見を尊重して全町で選挙をする。また、全町では広すぎる、全協で他の議員の意見を聞くなど、発言があり、結論が出ず、発議第3号 まんのう町議会議員選挙区条例の制定についても、なお継続して審査をすることで意見の一致をみました。 発議第4号 まんのう町議会町民報告会条例の制定については、委員より、議員はそれぞれの立場で議員活動、報告もしている。また、執行部が行っている町政懇談会もあり、町政懇談会を充実させば、あえて議会で町民報告会をしなくても良いのではないかな。今後、中讃ケーブルテレビでの議会中継も検討されていると思うので、あえて必要ないなど発言があり、採決の結果、発議第4号 まんのう町議会町民報告会条例の制定については、否とすることで意見の一致をみましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。 以上、7月28日の委員会での付託案件の審査報告です。 次に、平成20年9月16日 午後1時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、出席により議会運営委員会を開催し、6月定例会提出の付託案件の 発議第1号 まんのう町議会議員定数条例の制定について 発議第2号 まんのう町議会議員定数条例の制定について 発議第3号 まんのう町議会議員選挙区条例の制定について の3議案について審査を行いました。 発議第1号 まんのう町議会議員定数条例の制定については、 全員協議会で各議員の意見を聞いたので、もう少し時間をかけて、審査すべきであるとのことで結論が出ず、なお継続して審査することとなりました。 発議第2号 まんのう町議会議員定数条例の制定についても、 発議第1号と同じで、まだ審査すべきであるとのことで結論が出ず、なお継続して審査することとなりました。
--	---------------	---

三好議会 運営委員長	発議第3号 まんのう町議会議員選挙区条例の制定についても、 発議第1号と同じで、まだ審査すべきであるとのことで結論が出ず、なお継続して審査することとなりました。 以上、9月16日の委員会での付託案件の審査報告です。
末武議長	これをもって、議会運営委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。
本屋敷議員	3番 本屋敷崇君 今の委員長報告に対して質問させていただきます。発議第4号のまんのう町議会町民報告会条例の制定についてですけれども、委員会の方で否決という報告は受けておりますが、否決に至るまでにどのような審議があつて、どのように可決されたかという報告をもう少し詳しくいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
末武議長 三好議会 運営委員長	三好議会運営委員長 議員さんの委員長報告に対する質問の答弁ですけど、先ほども申し上げたことはお聞きのとおりだと思います。委員会の審議状況でありますので、あえてここで細部にわたってする必要もなし、十分発議された方も考えていただいて時代の流れと委員会で報告したようにケーブルテレビ等でやるわけでございますので、あえてそれをやる必要はないのではないかという意見で一致し報告したわけでございますので、それ以上の説明のしようはございません。以上です。
末武議長 小亀議員	2番 小亀重喜君 ご答弁も質問もかぶってしまうんですが、今委員長の方から私も7月の28日の方は傍聴させていただきましたんで、一部始終は聞いておるんですが、この発議第4号の目的の第1条ですね、これにつきましては多分その地方自治法115条の議事公開の原則からいうと何ら違うところがなくて、これは認めざるを得ない目的だと思うんです。となると2条、3条、4条いわゆる開催時期、開催場所、議員の参加、この部分についてどのような異議があつたのかということを書いていただかないと、多分なぜ否決されたかという原因にはならないと思うんです。ですから例えば開催時期で、あの第2条ではまんのう町議会は各定例会後において町民報告会を開かなければならないと書いています。これはひょっとしたら定例会後、その都度する必要はないと、年に1回ぐらいでいいのかということであればわかりますし、第3条の4つの箇所に分けています。これを4つじゃなくて1ヶ所でもいい、5ヶ所でやろう、7ヶ所でやろうということでしたら、それもわかるんですがその当たりの報告というのはやはり必要じゃないかと思うんですが、その当たりについていかがでしょうか。お願いします。
末武議長	三好議会運営委員長

三好議会 運営委員長 末武議長 藤田議員	再度の質問についてお答えします。ああいえばこういう、こういえば・・・、水かけ論になりますので、委員会で付託された以上、委員が慎重に審議した結果のことでございますので、それ以上説明する必要はありません。以上です。 9 番 藤田昌大君 日程 1 2 ところでやろうかなと思ったんですが、ここでやるようになってるようなので、ここで審議したいと思います。今までの流れの中でですね、例えば議会ですね、公開を求めているのはあの本屋敷君の意味だと思うんですね。そういった中で議会の今までの流れの中でですね、例えば議会広報が否決された。そしてまたあのケーブルテレビ云々言ってますけれども、そういった部分の中でですね、流れの中でまだまだ、そういったことが出来ないだろうと予測にたってますね、詳しく議会報告したらどうだと言うことが言われているんです。一番問題になったのはですね、琴南中学校問題なんです。私たちがあの委員会でですね、やろうとしたときに色んな制約がかかってですね、議会の委員会の報告が出来ないんですね、町民に対してあんまりにも。まあそういった部分で条例の中にあればですね、どういった方向で町民とですね、報告が出来るかといった部分があるんですけども残念ながら今の状況の中で出来ないという中でですね、報告の意義とか、それぞれ議会の公開性を求めるのがこの発議だと思うんです。そういった中で危惧された中でですね、発議だろうと思うんです。思うんですので是非それらについてはですね、門前払いにするのではなくてきちんとした議論をしていってですね、今小亀議員が言ったみたいにこの分に当てはまらないとか、そういった部分をですね、細かい部分の議論をしていただければですね、非常にやりにくいと思いますのでやっぱり議会については公開が原則でありますので、その立場にたってますね、委員会の審議内容を明らかにしていただきたいと思いますので、以上であります。
末武議長 三好議会 運営委員長	三好議会運営委員長 再度の質問でございますけど、あくまでも委員会で決めた報告でございますので、それ以上のことは申し上げることは出来ません。私の所見としてではなくて委員会のまとめとしての報告でございますので十分誤解のないようにご理解いただきたいと思います。以上です。
末武議長 本屋敷議員	3 番 本屋敷崇君 委員会付託している中でですね、委員会付託するということは委員会において専門的な時間をかけて審議していただくということでありまして、先ほど小亀議員が言われたようにですね、今回のこの議案に対してですね、明確に反対ということでありましてけれどもですね、反対にいたるまでの公表というのは委員会質疑に付託する以上ですね、本会議で説明する必要があるのではないかなと思うんですが、そこをですね、決まったことだからいうことであれば委員会付託にするとですね、町民に対して委員会付託したことは見えませんという形になってしまいます。やはり、そこはですね、どのような議論があり、結果どのような議論を繰り返

本屋敷議員	された上で否決にいったのかというところはですね、説明していただかなければ委員会に付託した意味がないのでそこらは詳しい説明を委員長に求めます。
末武議長 三好議会 運営委員長	14番 三好勝利君 最後の質問ですけど、まあ同じような質問でございますので、あえて議会運営委員会に付託された以上は委員長、各常任委員長3人おります。それで私が委員長という立場で拝命いただいたわけで多少技量不足かも知れませんが、その中では先ほど3人の議員が質問ありましたが、すべて内容としては審議しております。その結果を報告しておるのでありまして誰がどういうた、こういうた、いうことは必要ありません。以上で終了です。議事進行。議長、議事進行。
末武議長 藤田議員	9番 藤田昌大君 議案としてですね、条例に沿ってこれはしなければならぬ。してもいいと書いとる。それはですね、どういう根拠でそれを否決したのか。それ一番重要なことなんですよ。そうでしょう。条例で構わないと言っている部分をですね、それが否決したんですからそれ大きな理由なんですよ。法律上、破るということですから、それ大きな理由をですね、明らかにしなければですね、まんのう町議会の自主性がなくなりますよ。それ当たり前のことですからやって下さい。はっきり。
末武議長 三好議会 運営委員長	14番 三好勝利君 再度同じような質問でございますので、十分審議したということですので・・・。 (ちがう、審議して否決したらいかんでないか。) 審議しとんです。ですからそれで報告しとるわけですね。 (ちょっと休憩せ。水掛け論・・・・。) そら、皆さんの議員の意見はわかりますよ。それが、まんのう町議会が我々とか、そういう発言はやっぱり取り消さないかん。これ議事録に残るわけですから。今日はテレビが入ってないけど、テレビがおそらく来るでしょう。それは私はその発言に対して責任もって発言しとるわけですね。言う人も責任もって発言したらええです。賛否両論は住民が決めることです。 (議長、ちょっと休憩せ。水掛け論で両方言い分がある。)
末武議長	以上、ちょっと休憩いたします。暫時休憩。 休憩 10時 8分 休憩を戻して会議を再開いたします。 再開 10時36分 委員長報告は終わります。これをもって質疑を終了いたします。

日程第6	末武議長 高木総務 常任委員長	日程第6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 高木堅君 それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。 去る9月5日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員5名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、所管課長全員の出席により総務常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。 佐野副町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、 総務課長より、子供自転車香川県大会で仲南小学生が第3位、琴南地区、仲南地区の防災訓練等の事業報告がありました。火災に関しては6月、7月で1件の火災、交通事故については5月から7月までで1名の方が亡くなられたとの報告がありました。 委員より、防災訓練について、今後、どういう形で広げていくかという質疑があり、執行部より、町内地形等により防災の内容が異なり地域に合わせた訓練、啓蒙をしていくとのことでした。 また、委員より、各家庭の火災報知機義務付に伴う助成制度についての質疑があり、執行部より、火災報知機の普及対応については、予算上の問題もあるが、検討していくとのことでした。 次に企画政策課長より、情報基盤関係では、町全体で音声告知器の申込状況は8月末で実質約98%である。インターネットの申込状況は約32%、再送信を含むテレビの申込状況は約39%との報告がありました。音声告知器については、10月末までに申込分すべて設置し、11月、12月で試験放送、来年1月からは本格運用を予定しているとのことでした。 また、地域公共交通会議の進捗状況は、設立総会を3月に、第2回協議会を7月に行い、現在、町内1000名の方にアンケート調査や公共交通利用者アンケートなどを実施中である。今後は、公共交通連携計画を来年3月までに策定することで、4月以降、実証運行の補助金をもらって3ヶ月ぐらい試験運行をし、調整しながら本格的な運行に結び付けて行きたいとのことでした。 また、本町としての地域公共交通は、全住民が利用可能なデマンドタクシーを、費用対効果も検討しながら進めて行きたいとのことでした。 また、福祉タクシー券発行状況は9月4日現在で530冊発行しているとの報告がありました。 委員より、地域交通会議の議事録の公開、地域交通会議のメンバーの中にPTAが入っていないとの質疑があり、執行部より、地方交通会議の議事録は、近いうちに公開をする。またPTAが入っていないのは、様々な町内外の各種団体の方に意見を聞くということで法定協議会員を20名程度に絞らせていただいたとのことでした。
-------------	-------------------------------------	--

日程第 7	高木総務 常任委員長	また、委員より、廃校舎利活用について、一時使用の期限、家賃についての質疑があり、執行部より、一時使用は1年以内であり、施設使用料は無償である。ただし、光熱水費は負担をお願いするとのことでした。 次に商工観光課長より、太鼓台かきくらべ実行委員会、仮称、観光協会設立準備委員会、企業立地現地調査、まんのうフェスティバル来場者が1万人であったなどの報告があり、委員より、企業立地調査で来町した、三菱マテリアルについて質疑があり、執行部より、県へ登録している仲南地区の未利用地について調査に来られ、事業内容は、電気製品の金、プラチナを取るものであるが、県下において5ヶ所の調査をしているとのことでした。 また、委員より、グリーンパークの食中毒についての質疑があり、執行部より、今後、グリーンパークには十分指導をしていくとのことでした。 次に税務課長より、国保、介護、後期高齢者の納税通知書を7月11日に発送、国民健康保険税では、件数が2,970件、調定額約4億1千8百万円、介護保険料65歳以上では、人数が6,130名、調定額約3億8百60万円、後期高齢者保険75歳以上では、人数が3,634名、調定額約1億6千8百万円の報告があり、また、後期高齢者保険の特別対策実施分、保険料の軽減対策等があり、75歳以上の方、1,500名の方に2回目の通知を送付したとの報告がありました。 次に琴南支所長より、5地区連合自治会役員会、ことなみサマーフェスタ開催、造田駐在所建替えのため9月4日から琴南支所内に仮事務所を置いているとの報告がありました。
	末武議長	次に仲南支所長より、仲南地区行政懇談会、ひまわり祭り、仲南地区バレーボール大会等開催の報告がありました。 以上、所管事務調査を行い午前11時55分委員会を閉会しました。以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
	黒木委員長	日程第7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 黒木保君 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

	黒木教育 民生常任 委員長	去る8月11日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員7名、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。 町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、 事務調査については、長炭小学校耐震改修工事など教育委員会関係について集中して行うことで、他の所管課については、質疑を行い、報告事項については、次回委員会で行うこととしました。 委員より、かりん温泉について質疑があり、執行部より、かりん温泉の入浴者数が減っており、厳しい環境のなか、福祉といながら直営事業でやっている。経営努力もしながら、十分協議するためもう少し時間が必要であるとのことでした。 次に教育委員会関係にはいり、教育次長より、長炭小学校の耐震改修工事について、8月1日に議会承認をいただき、8月3日長炭小学校において業者、学校と打合せ会議をし、高岸工務店より工程表の提出があり、本工事はお盆明けから着工、仮設工事と給食室の工事を最優先し、給食室完成までは仲南学校給食調理場から給食を配送する。 建築確認の関係で予定より1ヶ月遅れた。仮設工事を9月中頃に終え、それから教室移動を行いたい。あとは通常の耐震工事になり、出来れば来年2月中に工事を終わらせてほしい。体育館も卒業式までには間に合うように、また、音の出る工事は出来るだけ土曜、日曜にするようお願いしているとの報告がありました。 委員より、工事用車両の進入、児童の通学、PTA、学校行事日程等について質疑があり、執行部より、細かな工程表が出てきていないので、時間をいただきたい、指摘事項を踏まえて協議するとのことでした。 委員より、給食の配送、地区文化祭などについて質疑があり、執行部より琴南からの配送も検討したが、調理施設など考慮し、仲南からの配送とした。また、文化祭について、今の工程では体育館は使用できないとのことでした。 また、委員より、8月末までには開催との、2回目の琴南地区での統合問題説明会について質疑があり、執行部より、出来れば町長も一緒に出席したい。8月は無理でも出来るだけ早い時期に、保育所、小学校、中学校、地域の方、広い範囲で出席いただき、会を開きたい。また、住民の方にわかりやすい資料、指標を出して説明したいとのことでした。 委員より、早く日程調整をして説明会を開催するように。また、琴南地区の活性化も考えなければならないなど意見がありました。以上、所管事務調査を行い、11時40分委員会を閉会しました。 また、去る9月8日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員7名、執行部より、町長、教育長、総務課長、所管課
--	---------------------	--

黒木教育 民生常任 委員長	長全員の出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。 町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、 琴南支所より、報告があり、委員より、琴南地区は診療所の先生が学校医として歯科検診をしているが、満濃、仲南地区へもお願いできないかとの質疑があり、執行部より、過去の状況からして、難しいとのことでした。 次に教育次長より、教育委員会等開催状況、中学生海外派遣事業、学校行事、長炭小学校耐震補強工事等の説明があり、委員より、長炭小学校の耐震工事の進捗などについて質疑があり、執行部より、工事は予定より、少し早めに進んでおり、授業にも支障ないとのことでした。 執行部より、満濃中学校の改築について、今後どのような学校を作っていくかということで、全体計画の中で、給食の方式、高瀬中学校図書館のような地域交流施設や体育館について方向性を出していかなければならないとのことでありました。 委員より、教育委員会として、給食のセンター方式、自校方式それぞれの利点や、地域交流施設、体育館などについて協議して何が望ましいか議会へも報告してもらいたいとの意見がありました。 また、統合問題説明会について、1月に地元説明会をして半年以上たっている。誠意をもって住民の声を聞き、プロセスを大事にしてほしいとの意見がありました。 次に社会教育課長より、通学合宿、成人式、中寺廃寺整備委員会など行事の説明があり、委員より、放課後児童クラブの祓川児童館の利用、かなり離れているし、交通面で少し危険もある。四条小の空き教室の利用はできないかとの質疑があり、執行部より、問題もあるが四条小学校には余裕がないとのことでした。 また、委員より、中寺廃寺のこれからの計画についての質疑があり、執行部より、今年3月に国の史跡になり、史跡の土地の確保。江畑口からの道路整備や案内看板の設置をし、将来は、貴重な財産であるので中寺古道を考えているとのことでした。 住民課長より、住民異動状況、人口・世帯数、総合案内窓口、夜間窓口受付内容の説明がありました。委員より住民意識を知るため転入・転出の理由を、アンケートにより調査をしてはどうかとの意見があったが、執行部より、検討した結果、プライバシーの観点から好ましくないので、対応できないとのことでした。 環境保全課長より、ごみ収集実績、し尿処理、生ごみ処理機等の補助事業について、説明がありました。委員より、資源ごみの収入についてなど質疑があり、執行部より、廃プラスチックは処理費が必要であるが、紙類、アルミ、スチール缶については還元があり9月から単価も上がるとのことでした。
------------------------------	--

日程第 8	黒木教育 民生常任 委員長 末武議長 大西建設 経済常任 委員長	次に福祉保険課長より、後期高齢者医療地元説明会開催、国民健康保険等の医療給付状況の報告がありました。 委員より、後期高齢者の説明会についての質疑があり、執行部より、実際に P R 不足があり、不安を取り除く意味で説明会を開いたとのことでした。 また、委員より、中核生きがいの進捗状況はとの質疑があり、執行部より、中讃広域において、プロポーサルの仕様等について検討中とのことでした。 次に健康増進課長より、介護保険事業の状況、今年の敬老会開催についてなど報告があり、委員より、今年は決まっているが、来年の対応について質疑があり、執行部より、今年の反省に基づき決めていきたいとのことでした。 委員より、やすらぎ荘の改修工事について質疑があり、執行部より、先日、条件付き一般競争入札で資格審査をした。入札は、9 月 2 4 日を予定しているとのことでした。 以上、所管事務調査を行い午後 3 時 0 5 分委員会を閉会しました。以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 8 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 大西豊君 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。去る 8 月 8 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査、その他であります。 栗田町長挨拶の後、所管事務調査にはいりました。 まず、農林課より、農業委員会定例会の報告。農業振興関係として香川県農業振興公社担い手基金事業の食農教育支援事業として満濃南小と地域の住民とが 6 月 2 0 日田植、芋さし、あぜ豆まきを行った。また、ひまわり祭りを 7 月 2 0 日に実施した報告がありました。
--------------	---	---

大西建設 経済常任 委員長	林業関係として、仲南地区町有林管理事業として、除間伐、枝打、伐採等、19.85ヘクタール、またかりん亭の上のふれあいの森の、下刈0.56ヘクタールの委託契約を行ったとの報告がありました。 委員より、植栽関係について質疑があり、執行部より計画に基づいて行っているとのことでした。 次に、いのしし被害対策の予算、方策等について質疑があり、執行部より、事業量が増えており補正予算を予定している。また、対策としては、猟友会を通じて年間を通して捕獲しているが、今後、県下の状況を聞きながら進めて行きたいとの報告でした。 建設課より、工事進捗状況等について報告があり、林道では、仲南地区、塩入三野線は、7月25日に発注、琴南地区、笠形線は9月に発注予定、改良事業では仲南地区、山脇線は7月8日に発注、琴南地区 中通勝浦線、塩江琴南線は、9月に発注予定、舗装事業では満濃地区、金剛院線は、90%の進捗であるとの報告でした。治山事業では、仲南地区、多治川地区はほぼ完了、琴南地区、笠形地区は8月下旬の発注予定との報告でした。また、土木関係の道路改良では、満濃地区、杉ノ上本村線は、6月16日に発注、仲南地区、帆山本目線は9月以降発注予定とのことでした。また都市計画関係の満濃池周辺整備の護岸工事については8月12日に発注予定、総合公園については、1工区、2工区は6月25日に発注、管理棟の建築、設備、電気工事は細分化して、地元企業に発注したいとの報告がありました。 委員より、町道である国営公園西口園路から、五毛合股までの管理を国へお願いしてはどうかとの意見があり、執行部より、協定を結んでおり、今までの流れの中では難しいとのことでした。 また、委員より、仲南地区、塩入三野線の進捗状況についての質疑があり、執行部より、21年度の見直しのため中止も含め、徳島県三好市と協議したが、三好市側は中止せずに二本杉までお願いしたいとのことである。最終的には県の評価委員会にかかる事業との報告でした。 委員より、県道丸亀三好線の用地買収について質疑があり、執行部より、点となる交差点周辺の関係者と協議中であり、ある程度の方向性が定まれば用地買収を進めて行くとのことでした。 委員より、国道32号線土器川付近、国道438号線佐岡付近の交差点改良の質疑があり、執行部より、32号線のバイパスは平成21年供用開始予定であるが、土器川橋梁の話は、まだあがっていない。また438号線交差点の一部は今年発注予定とのことでした。 土地改良課より、町内のため池の貯水状況及び県営中山間地域総合整備事業、県営ため池整備事業の概要などについて報告がありました。 委員から、ため池の貯水状況報告箇所について、県営ため池整備の西川池について質疑があり、執行部より、貯水状況は1週間
------------------------------	---

大西建設 経済常任 委員長	ごとに県に報告している、町内調査対象ため池 19 箇所の報告である。また、琴南地区の西川池は今年地質調査と実施設計を行い、工事を行うとのことでした。 地籍調査課より、平成 18 年度一筆調査地区本閲覧、調査地区地元説明会等の報告がありました。本年度の一筆調査実施地区は、吉野地区の一部、面積 1. 58km² 筆数 3, 241 筆、所有者 567 名で、3 班体制で調査を行うとの報告でした。 委員より、年度初めの着手について、協力員についての質疑があり、執行部より、補助事業のため補助交付決定後の着手となる。また、協力員については地域により、選出の難しい所もあるが、努力はして行こうと思っているとのことでした。 水道課関係について、仲南地区水源の地蔵前ダムの状況は降雨が少なく、貯水率は 8 月 5 日には 50 % を割ることが予想され、7 月 31 日から木こく池から 1 日あたり約 1300 トン取水している。8 月 7 日現在で貯水率は 56 % になっていると報告でした。 満濃池の状況は 8 月 7 日現在 78 % となっている。満濃池の最近の 1 日あたりの配水量は 10 万トン程度となっており、満濃池の貯水量は当分の間は心配ないものと考えているとのことでした。 満濃池から取水している水道水の臭気についての対策として、高屋原浄水場の掃除及び緊急の処理として粉末活性炭注入処理を実施している。また臭気の原因となる藻類と活性炭の接触時間を増やすため高屋原浄水場から取水ポンプ場に注入処理を変更し粉末活性炭注入処理をしているとのことでした。水質の検査については、臭気についての項目は否となっていますが、安全性上は問題ないとのことでした。 高度処理としては、粒状活性炭処理方式またはオゾン活性炭処理が考えられる。 昨年度より、満濃池の渇水時及び 1 日取水量の限度に対しての夏場の使用量増に対する新たな水源の確保等に、旧吉野小及び仲南の照井地区を調査した。その結果、1 日あたり 600 トン～700 トン必要と考えるが、旧吉野小井戸では 300 トン程度であり、その付近の調査で 300 トン程度の候補地はあるが、掘削しなければ確定できず、掘削費とその後の工事を考えると多額の金額になる。 一方、照井地区は湧き水であり、送水管の工事が主で吉野地区より工事が安く出来るため、照井地区を最優先として検討し、その後の状況により吉野地区を順次再検討したいとのことでした。 また、20 年度の水道事業は、農地防災に伴う水道管移設工事及び石綿セメント管の更新事業は、吉野宮東地区を 8 月中に発注したいとのことでした。 今後は、上水と簡水の統合について、国より平成 28 年までにと言われており、新たな水源地の確保と給水区域範囲の検討をし
------------------------------	---

	大西建設 経済常任 委員長	たいとの報告でした。 委員より、臭気対策として水温が低い、下部の配水口からの取水の検討、高度処理について、意見質疑があり、執行部より、取水については満濃池土地改良区へ相談した。また、高度処理については、多額な費用が必要とのことでした。 環境保全課より、公共下水道事業の6月末現在の接続率72.71%、20年度の工事については、四条地内で県道高松琴平線及びまんのう善通寺線交差点沿いを発注しているとの報告です。 合併処理浄化槽関係については、仲南地区の浄化槽整備推進事業（市町設置型）は、本年度4月から6月の間に21基の設置、設置率64.25%。また、個人設置型は、4月から6月の間に16基設置、設置率21.96%である。また、個人設置型と町設置型の補助金、経費等について報告がありました。 委員より、個人設置型の工事について質疑があり、執行部より、個人で業者に頼み設置することとなり、工事实績のある業者なら問題はないとのことでした。 以上、所管事務調査を行い、午後1時に委員会を閉会しました。 続いて8月21日午前9時30分より、委員全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、担当課長、出席により建設経済常任委員会を開催し、満濃池の水源などの現地調査を行いました。 議題につきましては、水道水の臭いの件に関する検査結果の報告、並びにその対応についてであります。 現地調査については、満濃池、水道取水口、取水ポンプ場、仲南地区 照井の出水、高屋原浄水場を現地調査いたしました。 その後、第1委員会室において、水道課より、満濃池から取水している水道水の臭気についての対応として、水抜き作業及び他市町等の調査、水質検査状況、施設の日常点検、定期点検等の報告がありました。 委員より、安全で安心な水を提供しなければならない。水不足になっては困るので、水源の確保をしっかりとってほしい。満濃池に依存するばかりではいけないとの意見があり、執行部より、満濃池と自己水源を合せて考える必要があり、自己水源の確保はしなければいけない。井戸を新たに掘るよりは、照井地区の水を優先に考えて行きたいので、地区の人にご協力をお願いしたいとのことでした。 また、委員より臭いについては以前から出ていたようであるが、このような事態については、委員会へ早く情報を出してもらいたいとの意見がありました。 農林課より、平成20年度の水稲の生産調整について、最終作付面積は1055.9ヘクタールとなり、14.8ヘクタールの
--	------------------------------	---

大西建設 経済常任 委員長	減となった。また、いのしし駆除に対する補助制度、造林補助制度の説明がありました。 委員より、カラスの駆除についての質疑があり、執行部より、カラスの駆除は特に果樹のあるところで駆除しているとのことでした。
	また、委員より、国道32号線バイパスについて早期完成にむけて要望書を出してほしいとの意見があり、執行部より、国の方にいろんな機会をとらえて働きかけて行きたいとの報告でした。 委員より、県道丸亀三好線について、部分的にでも工事を進めてもらいたいとの意見があり、執行部より、基本線はくずさないが、用地さえ出来れば進めていきたいとのことでした。以上、所管事務調査を行い、午後0時45分委員会を閉会しました。
末武議長	これをもって、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。
藤田議員	9番 藤田昌大君 委員長さん、大変ご苦労さんでした。一つだけ気になることがあるんで、ちょっと質問いたしますけれども、県道丸亀三好線の問題であります。話が出来れば買収に入りたいということでありましたけれども、聞くところによりますと、この頃公社取得が出来ないという方法がありましてですね、町が先に買収すればそのまま県へ無償提供せえよという流れになっているようでありますので、買収のですね、するとなれば、県がやるのか、町の公社でやるのか、その辺をちょっと明らかにしてもらわんとですね、県道の拡張、町道ですけども県道バイパスですね、あれ、丸亀三好線については。その辺の予算的な扱いをどなんなっているのかちょっと委員長にお尋ねします。
末武議長 大西委員長	それともう1点だけですね、一応ちょっと通って気になるのがあるんですよ。建設課が管理していると思うんですが、羽間駅前の駐車場の件ですが、障害者駐車場が2台あります。いつも同じ車が止まっているんですね。その実態とかですね、そういった調査をしたのか、してないのかだけ、ちょっとお聞きしてですね、今後の改善を是非望まないとはですね、障害者駐車場へいつも同じ車が止まっているのは気になりますんで、その辺の管理状況だけちょっと委員長にお尋ねします。してなかったらしないで結構ですので、次の課題としておいてもらって結構です。以上です。 15番 大西豊君 委員会におきましては、あの土地所有者との協議が行われた中で未解決の部分があるから、それ以上のことについては具体的な

日程第9	大西建経 常任委員長 末武議長 川原水資源 対策特別 委員長	説明はいただいております。それと羽間地区の駐車場の問題につきましては、本議会に委員会を2日もっておりますので、詳しく調査をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第9 水資源対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 水資源対策特別委員会の委員長の報告を求めます。水資源対策特別委員会委員長 川原茂行君 水資源対策特別委員会の委員長報告を行います。 去る8月19日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、企画政策課長、農林課長、建設課長、土地改良課長、水道課長、琴南支所長、仲南支所長の出席により水資源対策特別委員会を開催いたしました。 議題につきましては、水資源対策について、その他であります。 栗田町長あいさつのあと、議題にはいり、水道課長より仲南簡水においては、7月31日から木こく池より1日あたり約1300トンを取水しており、8月18日現在の貯水率は51.3%。満濃池の貯水率は8月18日現在の貯水率は72.1%であり、最近の1日あたり配水量は約10万トン程度である。 昨年度より、満濃池の渇水時及び1日取水量の限度に対しての夏場の使用量増に対する新たな水源の確保等に、旧吉野小及び仲南の照井地区を調査した。その結果、1日あたり600トン～700トン必要と考えるが、旧吉野小井戸では300トン程度であり、その付近の調査で300トン程度の候補地はあるが、掘削しなければ確定できず、掘削費とその後の工事を考えると多額の金額になる。 一方、照井地区は湧き水であり、送水管の工事が主で吉野地区より工事が安く出来るため、照井地区を最優先として検討し、その後の状況により吉野地区を順次再検討したいとのことでした。 また、琴南炭所簡易水道については、造田浄水場の水源確保対策事業として、既存の第3水源地从ら造田浄水場の間、約1400mの埋設管工事を4年計画で行うこととし、20年度は約500mの埋設を予定しているとのことでした。 今後は、上水と簡水の統合について、国より平成28年までにと言われており、それに合せた新たな水源地の確保と給水区域範
-------------	--	---

川原水資源 対策特別 委員会長	困の検討をしたいとのことでした。 満濃池から取水している水道水の臭気対策については、高屋原浄水場の掃除及び緊急の処理として粉末活性炭注入処理を実施している。また臭気の原因となる藻類と活性炭の接触時間を増やすため高屋原浄水場から取水ポンプ場に注入処理を変更し粉末活性炭注入処理をしているとのことでした。 次に土地改良課長より、町内のため池の貯水状況についての報告がありました。また、渇水対策のため、県において干害応急対策事業が、実施される予定との報告がありました。 建設課長より、中止となった土器川 前の川ダム、仲南地区の仮称 塩入ダムの概要について去年に引き続き説明がありました。 委員より、旧吉野小、照井からの取水で水道水は足りるかとの質疑があり、執行部より、照井地区を優先に行い１日１０００トン程度を見込んでいる。 また、委員より、照井地区の湧き水のそばに木こく池のポンプ場があり、非灌漑期であれば利用可能であり、今年も野口ダムから満濃池へ１５０～１６０万トン入っている。中長期的な視点から考えてほしい要望がありました。 委員より、満濃池から取水している水道水の異臭について、基本的な対策、また、住民への周知について質疑があり、執行部より、対策として、活性炭処理は緊急的な措置であり、その処理も限界がある。オゾン処理もあるが、まず、粒状の活性炭処理を考えたい。 また、住民への周知については、７月の中頃にオフトーク放送により周知し、問い合わせについては、その都度対応したとのことでした。また、このような事態発生時の周知方法、範囲について十分注意して行うとのことでした。 また、委員より、立地条件として県の水源を確保するのは、まんのう町しかない。まんのう町の水源を確保するのも当然だが、香川県において、水源を他県に依存するのではなく県内で水源を確保してもらいたいとの意見があり、執行部より、香川県に自己水源を確保してもらうよう要望していきたいとのことでした。
末武議長	今後も、安心できる水資源の確保のため調査研究していくこととし、午前１１時２５分委員会を閉会しました。 以上で水資源対策特別委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、水資源対策特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (なし)

日程第 10	末武議長 谷森交通 対策特別 委員長 末武議長	質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 10 交通対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 交通対策特別委員会の委員長の報告を求めます。交通対策特別委員会委員長 谷森哲雄君 それでは、交通対策特別委員会の委員長報告を行います。 去る 8 月 27 日午後 3 時より、第 1 委員会室におきまして委員 6 名、議長同席のもと執行部より、副町長、総務課長、企画政策課長、琴南支所長、仲南支所長の出席により、特別委員会を開催いたしました。 議題につきましては、交通対策、その他であります。 副町長挨拶の後、議題に入り、企画政策課長より、今までの経過説明及び今年 3 月に発足した「まんのう町地域公共交通協議会」の説明があり、あと 4 回程度開催し、公共交通連携計画を来年 3 月までに策定することで、4 月以降、試験運行の補助金をもらって 3 ヶ月ぐらい運行し、調整をしながら本格的な運行に結び付けて行きたいとのことでした。 委員より、協議会のメンバーは決まっているが、地域の人の意見、地元の人声を反映してほしいとの意見があり、執行部より、アンケートにより意向調査を行うが、より住民要望の把握に努めて行きたいため、議員各位におかれても力添えをいただき、最適な方策を選択構築するために引き続き協議を進めて行きたいとのことでした。 また、委員より、今年 6 月から始めた福祉タクシーについての補助金 1 人、月 1000 円については地域性、距離を考えて実施してほしいとの意見があり、執行部より、地域公共交通総合連携計画実施までの暫定事業とのことでした。 また、委員より、三豊市はプロジェクトチームでの計画策定、1 年後の見直しを行っており、見直しすることが重要である。また、デマンドタクシーを進めてもらいたいなどの意見があり、執行部より、三豊市は公共交通機関として、コミュニティバスを合併当初より決めており、ルートについて検討、見直しを行い実施している。 ついては、本町としての、地域公共交通は、住民要望が高く、全住民が利用可能なデマンドタクシーを提案し進めて行きたい。費用対効果も検討しながら、しっかりとした連携計画を構築して行きたいとのことでした。 今後も調査研究をしていくこととし、午後 5 時 5 分に委員会を閉会しました。 以上で交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
---------------	--	---

末武議長 藤田議員	質疑はありませんか。 藤田昌大君 10番藤田です。来年の3月末をもってですね、やって4月から試験運行をしていくという結論的なものが出たようでありましてけれども、2年半たってですね、特別委員会の性質上、特別委員会なればですね、なるべく早く結論出すのが筋だと思うんですが、何かこの会のもち方についても、3時からもつと、ほな2時間しか議論する場がないやないかと言う部分でですね、非常にあの委員会の性質そのものが問われているのではないかなあと思うんですよね、で、我々議員も、議員研修ですと2年間交通体系の部分でですね、研修してきました。そういった中でですね、やるとなれば今の交通関係のですね、支出状況、例えば仲南の小学校、中学校のですね、通学バスの予算状況なり今の福祉タクシーそしてまた、琴南地区のですね、長炭もでとんのかなあ通学の補助金、そういったものの全体を含めたですね、部分からどういった部分にしたらより投資効果があるかというですね、予算的な分が非常に大事だろうと思うんですね。そういった部分まで突っ込んだか、突っ込んでないんかだけちょっと相対的な部分の回答を委員長にお願いしたいと思います。以上です。
末武議長 谷森交通 対策特別 委員長	谷森委員長 ただ今の藤田議員の質問にお答えいたします。交通対策特別委員会の審議の中でいわゆる、まんのう町地域公共交通協議会これ法定協議会ですが、この協議会が出来ておりましてその中での具体的な審議をするということで、議会からはこの協議会の中へ入っておりません。そういう中で私共といたしましても議会の意見がどういうふうに反映されるのかと、こういうようなお尋ねをしたわけですが、そのことについてはそれぞれ議会の議員の意見とか、そういうことについては十分拝聴しながら協議会で進めたいと。そして協議会の中には町執行部、そしてまた琴参とか琴電とかJRとか、それから国土交通省とか、運輸局とか、そういう交通関係の公共機関、それから地域の老人会とか婦人団体とか、まあそういう様々な地域の代表の方が入っておりましてそこで、まんのう町にふさわしい公共交通をどういうふうにすればいいのかと、こういうことを審議していくわけでありまして。その過程におきまして当然予算、お金のことも大事でございますのでそのことについては、また議論が煮詰まる中で適切な時期に議会へも報告し、そしてまた、議会の意見も尊重しながら協議会で協議を進めて行くと、こういうことでございます。そしてまた、私の報告の中でいわゆる来年3月までに策定する、そしてまた、4月以降試験運行とこういうことでございますが、これもあくまでも見込み、予定でございまして、それで何しろ国の補助金をもらってこの事業計画を実施して行きたいということでございますので、やはり国の補助金の動向とか、そういうのを見極めながら進めて行きたいとこういうことでございます。
末武議長	他に質疑はありませんか。

日程第 11	末武議長 橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長	(なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 1 1 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長の報告を求めます。満濃中学校改築調査特別委員会委員長 橋田忍君 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を行います。 去る 7 月 2 4 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員 7 名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、教育次長、建設課長、出席により満濃中学校改築調査特別委員会を開催いたしました。 議題につきましては、満濃中学校改築調査についてであります。 栗田町長あいさつのあと、議題にはいり、教育次長より平成 1 9 年度に満濃中学校の耐力度調査を実施し、体育館以外の体力度点数は、4, 0 0 0 点程度であり、危険改築事業の対象とされる鉄筋コンクリートでの点数 5, 0 0 0 点以下であるとの報告がありました。 委員より、耐力度調査というのは、学校改築でどれくらいの位置を占めるか、耐震指標ではどうかとの質疑があり、執行部より、耐力度調査は、老朽化を総合的に評価した結果、5, 0 0 0 点以下であれば改築事業の採択基準に達しているということである。また、耐震指標を出すまでいっていないとのことでした。 また委員より、建替えには根拠がある。耐力度調査で 5, 0 0 0 点できれば出来るが、耐力度だけでなく耐震診断をする必要があるのではとの質疑があり、執行部より、建築後 4 0 数年たって建物設備とも老朽化が進んでおり、また廊下は外付けで雨が吹き込み、今の校舎は設備等が古く、今学校に求められている教育環境には程遠く施設も使いにくい。また耐力度調査で 5, 0 0 0 点をきっており、建替えの条件はクリアしているので、耐震診断に多額の費用を費やすのは無駄な出費となるので予定していないとのことでした。 また、委員より、合併特例債は琴南中学校が入らないと使えないのかとの質疑があり、執行部より、基本的には中学校統合を前提にしながらも使えるが、詳細については適用にならない場合もあるとのことでした。 また、委員より、改築で話を進めるのはどうかという質疑があり、執行部より、満濃中学校 P T A からの建替えの陳情について、6 月議会で全会一致で採択されており、建替えという方向が出たと思っているとのことでした。 その後、満濃中学校の現地調査を行いました。また、今後検討委員会として高瀬中学校を視察するとのことであり、特別委員会
---------------	--	--

	橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長	としても視察を含め、今後も調査検討していくこととし、午前１１時３５分委員会を閉会しました。 また、８月２７日午前９時より、委員７名、議長同席のもと執行部より、副町長、教育長、総務課長、建設課長、出席により満濃中学校改築調査特別委員会を開催し、高瀬中学校の視察調査を行いました。 高瀬中学校では、三豊市議会、教育委員会、中学校担当者から、事前に質問していた事項について説明がありました。 教育委員会関係として、平成１２年に１９名で組織する検討委員会を設置し、内６名は地区代表者であった。工事期間中は教育行政と工事施工者、そして学校現場の代表が定期的に会議を行った。省エネ対策、校舎の特徴としては、太陽光発電、雨水の再利用、空調設備などである。使用しての感想としては、普通教室では、教室外側にベランダをとったため、安全面と精神的な落ち着きを感じる。また、体育館と校舎が併設しているので便利であり、体育館下の駐輪場は有効であるなどでした。 議会関係としては、平成１１年に８名で組織する特別委員会を設置した。建築後３７年が経過しており、基本設計との話があったが財政状況が厳しく再検討、見直しを行い平成１５年に基本設計がまとまり、平成１６年度体育館、１７年度校舎棟、１８年度運動場との計画となった。 工事関係としては、設計の審査委員会を設置し、構想の提案について、第１次審査、第２次審査を行い設計業者を決定した。また、工事業者については制限付き一般競争入札により決定した。事業費としては、改築工事、設計委託、地質調査をあわせ約１５億円、財源として国庫補助金約３億円、起債約９億円、一般財源約３億円となっているとの説明がありました。 説明ののち、委員より、校舎解体費、運動場整備費についての質問で校舎解体費用に７千万円、運動場整備に５千万円とのことでありました。また、委員より、改築に際し、地域や学校からの要望事項についての質問があり、中学校側からの要望としては、外部の人も利用しやすい構造にしてほしいとか、多様な教育活動ができる空間など、ゆとりと潤いのある施設の要望があったとのことでした。 また、委員の、耐力度調査についての質問では、高瀬中学校も耐力度調査を実施したとのことでした。 委員の設計業者の選定についての質問に対し、１０社指名し、８社より構想提案をしてもらい、１次書類審査で５社を選定。その後、２次審査で５社の個別ヒヤリングを行い、審査の結果１社になったとのことでした。 また、校舎工事とは別に体育館工事費としては、約４億円とのことでありました。 そののち、校舎の視察をし、校舎の特徴である地域交流としての学習センター、交流ホール、他目的スペースとしての広い廊下、
--	------------------------------	--

日程第 12	橋田満濃 中改築調査 特別委員長 末武議長	省エネ対策など現地調査を行い高瀬中学校の視察調査を終わりました。 今後も委員会として、満濃中学校改築について調査検討していくこととし、午前 1 1 時 3 0 分委員会を閉会しました。 以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 9 番 藤田昌大君
	藤田議員	満濃中学校改築調査特別委員会ですね、実際にこの高瀬中学へ行くようになった経過をですね、是非知りたいんです。やっぱり市と町との違いとかですね、全般的な部分がありますので、そこをやろうという計画でいったものか、どういった経過でですね、高瀬中学が選ばれたのかなあということで委員長にお伺いしたいと思いますので。あとあとですね、それぞれの委員から意見が出ているということを委員長もおっしゃいましたので、まだ結論が出てない状況の中でですね、高瀬中学へ行った。やっぱり意図的な部分があるだろうと思うんですね。どういう経過で高瀬中学校へ行ったかだけ理由だけお伺いします。以上です。
	末武議長 橋田委員長	6 番 橋田忍君 あの藤田議員の質問に返答しますが、この高瀬中学校を選んだという理由は最近たった施設のいい内容であるという形の中で建設委員会ですか、の方から報告がありましたのでそのような形の中で行ったわけなんで、別のそのものを全部そういう形で真似をするというんじゃないくて、やはり、どういような今さっき申し上げましたように、環境的な省エネ的な色々な諸々のものについての調査というものも踏まえて行ってきたわけなんです。
	末武議長	(理由がわかったらいいんです。) 他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 1 2 発議第 4 号 まんのう町議会町民報告会条例の制定について 平成 2 0 年 6 月議会継続案件を議題といたします。 これより、討論にはいります。 委員長報告が否決でありますので、原案に賛成者の賛成討論から行います。 討論はありませんか。 3 番 本屋敷崇君

本屋敷議員	提案者として賛成討論をさせていただきます。地方分権推進委員会の勧告として第2次勧告の中にもですね、議会運営としては地方公共団体は議会の公開性を高めるため、本会議に加え委員会やその審議の公開や、常に議会関係の事務についても情報公開条例の対象に含めるものとするとか、議会活動に対する住民の理解を深めるため、地方公共団体は休日、夜間議会の開催、住民と議会とが直接意見を交換する場の設定等に努めるものとするという部分も勧告として来ております。実際にですね、全国の町村議会の中ではですね、議会広報誌の刊行、発行している町村が94.7%、そのうち単独が、議会単独が84.3%であります。うちの議会の場合は町村広報に活用して掲載している少数派の中にも入ります。またですね、先ほど委員長報告の中にもありました議会中継、ホームページの開設状況としましては全国的には議会中継を実施しているのが約40%、していないのが60%あります。その中にはですね、まず、議会中継が出来る状況下でない市町村が沢山あるわけですが、うちとしましては多額の金額をかけ、情報基盤整備をしたわけですが、いまだケーブルテレビ等についての情報公開はなされていません。また、つい今年の初めにですね、議会広報誌を単独で出さないかという中でですね、議会広報誌を単独で出すのは今のところ弊害が多いという意見がありまして、それを受けたいうえでですね、議会報告会であるのであれば全議員が参加して報告するわけですから、そういった編集等々の諸問題もなくですね、一番うちの町にはふさわしいのではないかと。今現在、状況を考えればですけども。後々はケーブルテレビ等を入れていくことが望ましいのだとは思いますが、今現在、考えうる中では今回提案させていただいた発議第4号のまんのう町議会町民報告会の条例の制定についてを、まずして行くべきではないかと考えます。議会運営委員会の報告では否決ではありますが、もう一度この討論を気に考えていただいてですね、やはり今議会の情報を住民に周知するというのは議会に課せられた使命であります。その中でですね、一歩からでも始めていくのが議会としての姿勢だと思いますので、私はこれに賛成をいたします。以上です。
末武議長	反対討論の方。
高木議員	18番 高木堅君 この発議4号について、議会運営委員会の委員長の報告で否決ということで先ほど報告がありましたが、この件につきましてはそれこそ、議員それぞれの立場でそれぞれ広報活動、また地域の会合等々などをもって常に日常活動において議員活動は十分に行われていると思います。なお、これ私の勘違いでなかったら、と思うんですが勘違いでないと思うんですが、このケーブル等巨費を投じて中讃テレビ等の放映出来るという前提の基にですね、過去にもそういった形でしたらええでないかと、今本屋敷議員のちょっと話がありましたが、まあ見通しがついてないような発言でしたけど当然これは各町民に関してですね、十分収録して十分議会の動向、またどういったことが審議されているのが当然編集等可能というように私はお聞きしておるので、当然総合的に私自身

高木議員	も委員１人としてこの件については、他の委員さんもそうですが全会一致で委員長のとおり否決することに賛成したわけです。以上もって否決に関しての討論にさせていただきます。
末武議長	他に。
藤田議員	９番 藤田昌大君
末武議長	賛成討論ですか。
藤田議員	賛成討論です。
	議会運営の中について、町民の報告が当然これ議員の義務でありまして当然せないかん部分をですね、条例にしてせないかんの はちょっとややこしいんでありますけれども、実際ですね、町議会議員というのは町民に知らしめる義務があるんですね。そう いった中でそれぞれ個人広報なりを出している方もおりますし、議会の中で広報の中ですね、出しよる部分もありますけれども大変 不十分な報告になっているわけですね、そういった部分ではやっぱりこんな大きくなった部分でやはり各地区へですね、議員が出 かけて行って直接聞くのも一つの方法でないかなと思いますし、そういった部分から考えればまだまだ光ケーブルが入ったき ん、議会中継出来るが、そなな甘いものでないと思うんですよ。条例制定していきながらですね、予算もつけていって中身をどう していくか、ものすごく大きなクリアーせないかん問題が一杯あると思うんです。まあそういった中ではですね、もうあと１年半 しかありませんけれども、やはり今の議会議員が積極的に地域に出かけて行ってやっぱり、やりましょうという部分がせめてです ね、義務感ぐらいもたさんとですね、やっぱりまだまだ町民が不信感を持つような状況があるんです。そういった中ではせめて議 会議員の努力として否決でなくてですね、最低限継続にはしてほしいなという立場でですね、この否決にはちょっと反対でこの議 案に賛成する立場で一言だけ討論に参加させていただきたいと思います。以上であります。
末武議長	１５番 大西豊君
大西豊議員	私は基本的には、条例まで作って報告する、今なすべき、委員会でも色々あったんですけどなすべきことをする。例えば先ほどの 委員長長の報告にもありましたけど、例えば町政懇談会、旧の満濃地区におきましては町政懇談会におきまして県会議員も含めて 町議も執行者と対等にあの侃侃諤諤の議論の経緯があります。まあそういう中でこういう報告会はその当然のことです。条 例をこしらえてまでする必要はなく、それともう一つは、まんのう町のホームページもありますけど、ホームページを活用してあ の議会報告を出来ることを、費用のかからない方法で今出来ることをするのが優先でないかと思いますので、そういう意味で反対 をいたします。
末武議長	これをもって討論を終了いたします。

	末武議長	これより、発議第４号 まんのう町議会町民報告会条例の制定について 平成２０年６月議会継続案件を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は否決であります。 したがって原案について採決いたします。 発議第４号 まんのう町議会町民報告会条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立少数であります。 よって、発議第４号 まんのう町議会町民報告会条例の制定についての件は否決されました。 休憩いたします。再開は１時といたしますのでよろしくお願いいたします。 休憩 １１時５８分 松下議員 退席 初めに松下議員が、所要で遅れるという報告が参っておりますのでご了承願ったらと思います。 休憩を戻して会議を再開いたします。 再開 １３時００分
日程第 13	日程第 13	認定第 1 号 平成 1 9 年度 まんのう町 一般会計歳入歳出 決算認定について
日程第 14	日程第 14	認定第 2 号 平成 1 9 年度 まんのう町 国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定について
日程第 15	日程第 15	認定第 3 号 平成 1 9 年度 まんのう町 老人保健特別会計歳入歳出 決算認定について
日程第 16	日程第 16	認定第 4 号 平成 1 9 年度 まんのう町 介護保険特別会計歳入歳出 決算認定について
日程第 17	日程第 17	認定第 5 号 平成 1 9 年度 まんのう町 診療所特別会計歳入歳出 決算認定について
日程第 18	日程第 18	認定第 6 号 平成 1 9 年度 まんのう町 簡易水道特別会計歳入歳出 決算認定について
日程第 19	日程第 19	認定第 7 号 平成 1 9 年度 まんのう町 下水道特別会計歳入歳出 決算認定について
日程第 20	日程第 20	認定第 8 号 平成 1 9 年度 まんのう町 農業集落排水特別会計歳入歳出 決算認定について
日程第 21	日程第 21	認定第 9 号 平成 1 9 年度 まんのう町 浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出 決算認定について
日程第 22	日程第 22	認定第 10 号 平成 1 9 年度 まんのう町 水道事業会計 決算認定について
		以上、認定第 1 号から、認定第 1 0 号までの 1 0 案件について、会議規則第 3 7 条により一括議題といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし)

	末武議長 栗田町長 末武議長	異議なしと認めます。 よって、認定第１号から、認定第１０号までの１０案件を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今一括上程されました 認定第１号 平成１９年度 まんのう町 一般会計歳入歳出決算 認定第２号 平成１９年度 まんのう町 国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定第３号 平成１９年度 まんのう町 老人保健特別会計歳入歳出決算 認定第４号 平成１９年度 まんのう町 介護保険特別会計歳入歳出決算 認定第５号 平成１９年度 まんのう町 診療所特別会計歳入歳出決算 認定第６号 平成１９年度 まんのう町 簡易水道特別会計歳入歳出決算 認定第７号 平成１９年度 まんのう町 下水道特別会計歳入歳出決算 認定第８号 平成１９年度 まんのう町 農業集落排水特別会計歳入歳出決算 認定第９号 平成１９年度 まんのう町 浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算 認定第１０号 平成１９年度 まんのう町 水道事業会計決算 をご説明申し上げます。 一般会計につきましては歳入決算額が１０，４８０，００７，７４０円、歳出決算額９，７９８，８４８，４５６円、歳入歳出差引残高６８１，１５９，２８４円、うち翌年度への繰越額は６３３，２３３，２８４円でございます。財政調整基金に１５０，０００，０００円の積み立てを行っており、基金残高は１，６６２，６８４，０００円でございます。また、起債の残高は、１０，０６７，７４９，０００円で前年度比約６億円ほどの増でございますが、これは情報基盤整備事業実施によるものであります。今後とも計画的な町債の借入を行ってまいります。 認定第１号から認定第９号までは地方自治法第２３３条の第３項、認定第１０号は地方公営企業法第３０条第４項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。なお、地方自治法第２３３条第５項の規定により主要施策の成果報告書を併せて提出しておりますのでお目通しをお願いいたします。詳細につきましては、会計管理者及び水道課長より説明を行わせますのでよろしくお願い申し上げます。 会計管理者 黒川永二郎君
--	-------------------------------------	---

	黒川会計 管理者	それでは、ただ今上程いたしました、認定第1号から第9号までの各会計の決算額を説明させていただきます。なお、内容説明につきましては、各会計とも款の費目につきまして歳入、歳出、決算額を報告いたします。なお、執行内容等につきましては、お渡ししております主要施策成果に関する報告書を参照にいただきまして、また、本日付託されました各常任委員会等におきまして各担当課長より答弁させていただきます。 それでは、お手元にお配りしております決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。認定第1号の関係でございます。 平成19年度まんのう町一般会計歳入歳出決算額でございます、歳入決算額10,480,007,740円歳出決算額9,798,848,456円歳入歳出差引残額681,159,284円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源47,926,000円これは翌年度の繰越事業にあてる一般財源でございます。したがって翌年度への繰越額が633,233,284円となっております。このうち地方自治法第233条の規定による基金繰入額、いわゆる剰余金の処分については19年度はございません。 次ページをお開きください。2ページ、3ページでございます。歳入でございますが、1款の町税、予算現額1,914,455,000円調定額2,115,336,138円収入済額1,936,299,647円不納欠損額21,268,813円収入未済額157,767,678円でございます。2款の地方譲与税、予算現額139,990,000円調定額154,840,000円収入済額154,840,000円となっております。3款の利子割交付金、予算現額10,459,000円調定額13,262,000円収入済額13,262,000円です。4款の配当割交付金、予算現額12,316,000円調定額11,762,000円収入済額11,762,000円です。5款の株式等譲渡所得割交付金、予算現額6,973,000円調定額6,837,000円収入済額6,837,000円、6款の地方消費税交付金、予算現額174,528,000円調定額173,317,000円収入済額173,317,000円、7款のゴルフ場利用税交付金、予算現額58,411,000円調定額61,189,000円収入済額61,189,000円、8款の自動車取得税交付金、予算現額77,668,000円調定額75,323,000円収入済額75,323,000円、9款の地方特例交付金、予算現額10,067,000円調定額10,388,000円収入済額10,388,000円となっております。次のページをお開きください。10款の地方交付税、予算現額3,730,530,000円調定額3,815,632,000円収入済額3,815,632,000円、11款の交通安全対策特別交付金、予算現額5,300,000円調定額4,811,000円収入済額4,811,000円、12款の分担金及び負担金、予算現額120,435,000円調定額131,213,653円収入済額131,035,441円収入未済額178,212円、13款の使用料及び手数料、予算現額126,706,000円調定額140,800,862円収入
--	-------------	---

	黒川会計 管理者	済額139,527,462円収入未済額1,273,400円、14 款の国庫支出金、予算現額1,202,303,000円 調定額951,157,858円収入済額951,157,858円、15 款の県支出金、予算現額659,632,000円調 定額663,372,894円収入済額663,372,894円、16 款の財産収入、予算現額46,535,000円調定額 42,850,110円収入済額42,694,110円収入未済額156,000円、17 款の寄付金、予算現額1,200, 000円調定額1,200,000円収入済額1,200,000円、18 款の繰入金、予算現額7,954,000円調定額1, 496,250円収入済額1,496,250円、次のページをお開きください。19 款の繰越額、予算現額591,695,0 00円調定額591,695,268円収入済額591,695,268円、20 款の諸収入、予算現額146,689,000 円調定額162,980,950円収入済額160,467,810円収入未済額2,513,140円、21 款の町債、予算現 額2,542,000,000円調定額1,533,700,000円収入済額1,533,700,000円、合計、予算現額 11,585,846,000円調定額10,663,164,983円収入済額10,480,007,740円不能欠損額2 1,268,813円収入未済額161,888,430円となっております。 次ページをお願いします。歳出でございます。 1 款の議会費、予算現額142,219,000円支出済額138,483,944円不用額3,735,056円、2 款の総 務費、予算現額4,237,865,000円支出済額2,910,011,247円翌年度繰越額487,256,000円不 用額840,597,753円、3 款の民生費、予算現額2,127,737,000円支出済額1,954,376,814円 不用額173,360,186円、4 款の衛生費、予算現額844,068,000円支出済額809,421,776円不用額 34,646,224円、5 款の労働費、予算現額3,261,000円支出済額3,176,066円不用額84,934円、 6 款の農林水産業費、予算現額782,897,000円支出済額736,389,542円翌年度繰越額6,570,000円 不用額39,937,458円、7 款の商工費、予算現額56,821,000円支出済額45,490,373円不要額11, 330,627円、8 款の土木費、予算現額587,064,000円支出済額516,721,593円翌年度繰越額6,20 0,000円不用額64,142,407円、次ページをお開きください。9 款の消防費、予算現額517,397,000円支 出済額510,142,839円不用額7,254,161円、10 款の教育費、予算現額1,072,578,000円支出済 額979,419,489円不用額93,158,511円、11 款の災害復旧費、予算現額5,000円支出済額0円不用額5, 000円、12 款の公債費、予算現額1,032,672,000円支出済額1,031,874,853円不用額797,14 7円、13 款の諸支出金、予算現額176,262,000円支出済額163,339,920円不用額12,922,080円、
--	-------------	---

	黒川会計 管理者	14 款の予備費、予算現額5,000,000円支出済額0円不用額5,000,000円、合計、予算現額11,585,846,000円支出済額9,798,848,456円翌年度繰越額500,026,000円不用額1,286,971,544円となっております。 続きまして219ページをお開き下さい。認定第2号の関係でございます。平成19年度まんのう町国民健康保険特別会計（事業勘定）の歳入歳出決算額でございます。歳入の決算額2,440,514,135円歳出決算額2,302,407,153円歳入歳出差引残額138,106,982円翌年度へ繰り越すべき財源はございません。翌年度への繰越額は138,106,982円でございます。 次ページをお願いします。歳入 1 款の国民健康保険税、予算現額552,672,000円調定額685,226,696円収入済額559,081,970円不納欠損額8,847,313円収入未済額117,297,413円、2 款の使用料及び手数料、予算現額101,000円調定額159,938円収入済額159,938円、3 款の国庫支出金、予算現額577,625,000円調定額654,987,967円収入済額654,987,967円、4 款の療養給付費交付金、予算現額558,095,000円調定額555,776,432円収入済額555,776,432円、5 款の県支出金、予算現額83,462,000円調定額105,978,640円収入済額105,978,640円、7 款の共同事業交付金、予算現額242,219,000円調定額287,584,209円収入済額287,584,209円、8 款の財産収入、予算現額80,000円調定額79,500円収入済額79,500円、9 款の繰入金、予算現額214,002,000円調定額146,206,374円収入済額146,206,374円、10 款の繰越金、予算現額129,329,000円調定額129,329,153円収入済額129,329,153円、11 款の諸収入、予算現額1,532,000円調定額1,329,952円収入済額1,329,952円、合計、予算現額2,359,117,000円調定額2,566,658,861円収入済額2,440,514,135円不納欠損額8,847,313円収入未済額117,297,413円となっております。 次ページをお開きください。歳出でございます。 1 款の総務費、予算現額14,164,000円支出済額12,570,789円不用額1,593,211円、2 款の保険給付費、予算現額1,596,498,000円支出済額1,575,337,772円不用額21,160,228円、3 款の老人保健拠出金、予算現額347,993,000円支出済額347,884,285円不用額108,715円、4 款の介護納付金、予算現額95,752,000円支出済額95,751,880円不用額120円、5 款の共同事業拠出金、予算現額242,229,000円支出済額231,519,812円不用額10,709,188円、6 款の保健事業費、予算現額20,393,
--	-------------	--

	黒川会計 管理者	000円支出済額19,841,231円不用額551,769円、7款の基金積立金、予算現額2,080,000円支出済額2,079,500円不用額500円、9款の諸支出金、予算現額20,308,000円支出済額17,421,884円不用額2,886,116円、10款の予備費、予算現額19,700,000円支出済額0円不用額19,700,000円。合計、予算現額、2,359,117,000円支出済額2,302,407,153円不用額56,709,847円となっております。 251 ページをお開きください。平成19年度まんのう町国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）歳入歳出決算額でございます。歳入決算額29,183,904円歳出決算額29,183,904円歳入歳出差引残額はゼロ、従いまして翌年度への繰越額はございません。 次ページをお開きください。歳入、1款の診療収入、予算現額14,600,000円調定額18,153,844円収入済額18,153,844円、6款の繰入金、予算現額15,899,000円調定額10,430,785円収入済額10,430,785円、8款の諸収入、予算現額501,000円調定額599,275円収入済額599,275円、合計、予算現額が31,000,000円調定額29,183,904円収入済額29,183,904円となっております。 次ページをお開きください。歳出でございます。 1款の総務費、予算現額26,125,000円支出済額25,072,944円不用額1,052,056円、2款の医業費、予算現額4,575,000円支出済額4,110,960円不用額464,040円、5款の予備費、予算現額300,000円支出済額はございません。不用額が300,000円、合計、予算現額31,000,000円支出済額29,183,904円不用額1,816,096円となっております。 267 ページをお開きください。認定第3号の関係でございます。平成19年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額2,941,560,831円歳出決算額2,896,357,420円歳入歳出差引残額45,203,411円翌年度へ繰り越すべき財源はございません。従いまして翌年度の繰越額は45,203,411円でございます。 次ページをお開きください。歳入、1款の支払基金交付金、予算現額1,547,903,000円調定額1,499,776,481円収入済額1,499,776,481円、2款の国庫支出金、予算現額1,020,117,000円調定額952,651,334円収入済額952,651,334円、3款の県支出金、予算現額258,412,000円調定額245,061,910円収入済額245,061,910円、4款の繰入金、予算現額267,680,000円調定額210,000,000円収入済額210,000,000円、5款の繰越金、予算現額30,186,000円調定額30,186,710円収入済額
--	-------------	---

	黒川会計 管理者	30,186,710円、6款の諸収入、予算現額3,815,000円調定額3,884,396円収入済額3,884,396円、合計、予算現額3,128,113,000円調定額2,941,560,831円収入済額2,941,560,831円となっております。 次ページをお開きください。歳出でございます。 1款の総務費、予算現額7,806,000円支出済額6,770,347円不用額1,035,653円、2款の医療諸費、予算現額3,112,272,000円支出済額2,882,890,618円不用額229,381,382円、4款の諸支出金、予算現額7,035,000円支出済額6,696,455円不用額338,545円、5款予備費、予算現額1,000,000円支出済額はございません。不用額1,000,000円、合計、予算現額3,128,113,000円支出済額2,896,357,420円不用額231,755,580円となっております。 283ページをお開きください。認定第4号の関係でございます。平成19年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額1,891,274,450円歳出決算額1,797,688,764円歳入歳出差引残額93,585,686円翌年度へ繰越財源はございません。翌年度への繰越額93,585,686円となっております。 次ページをお開きください。歳入、1款の保険料、予算現額297,101,000円調定額317,624,700円収入済額310,627,100円不納欠損額1,548,500円収入未済額5,449,100円、2款の分担金及び負担金、予算現額2,663,000円調定額1,938,100円収入済額1,938,100円、3款の使用料及び手数料、予算現額0円調定額52,200円収入済額52,200円、4款の国庫支出金、予算現額424,671,000円調定額449,144,360円収入済額449,144,360円、5款の支払基金交付金、予算現額540,963,000円調定額547,534,243円収入済額547,534,243円、6款の県支出金、予算現額276,426,000円調定額249,523,864円収入済額249,523,864円、7款の財産収入、予算現額1,000円調定額108,002円収入済額108,002円、9款の繰入金、予算現額240,857,000円調定額230,925,956円収入済額230,925,956円、10款の繰越金、予算現額101,078,000円調定額101,078,789円収入済額101,078,789円、12款の諸収入、予算現額3,000円調定額341,836円収入済額341,836円、次ページをお開きください。歳入合計額、予算現額1,883,763,000円調定額1,898,272,050円収入済額1,891,274,450円不納欠損額1,548,500円収入未済額5,449,100円となっております。 次ページをお開きください。歳出の関係でございます。
--	-------------	---

	黒川会計 管理者	1 款の総務費、予算現額 23,491,000 円支出済額 19,965,494 円不用額 3,525,506 円、2 款の保険給付費、予算現額 1,794,727,000 円支出済額 1,716,791,673 円不用額 77,935,327 円、3 款の財政安定化基金拠出金、予算現額 1,000 円支出済額はございません。不用額 1,000 円、5 款の地域支援事業費、予算現額 29,503,000 円支出済額 25,019,085 円不用額 4,483,915 円、7 款の公債費、予算現額 1,000 円支出済額はございません。不用額 1,000 円、8 款の予備費、予算現額 26,000 円支出済額はございません。不用額 26,000 円、9 款の諸支出金、予算現額 36,014,000 円支出済額 35,912,512 円不用額 101,488 円、合計、予算現額、1,883,763,000 円支出済額 1,797,688,764 円不用額 86,074,236 円となっております。 323 ページをお開きください。認定第 5 号の関係でございます。平成 19 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額 138,036,796 円歳出決算額 87,708,653 円歳入歳出差引残額 50,328,143 円翌年度へ繰越財源はございません。翌年度への繰越額 50,328,143 円となっております。 次ページをお開きください。歳入、1 款の診療収入、予算現額 86,700,000 円調定額 94,947,505 円収入済額 94,947,505 円、2 款の使用料及び手数料、予算現額 730,000 円調定額 956,830 円収入済額 956,830 円 4 款の県支出金、予算現額 4,987,000 円調定額 4,935,000 円収入済額 4,935,000 円、6 款の繰入金、予算現額 4,001,000 円調定額、収入済額ともございません。7 款の繰越金、予算現額 7,870,000 円調定額 36,871,921 円収入済額 36,871,921 円、8 款の諸収入、予算現額 242,000 円調定額 325,540 円収入済額 325,540 円。合計、予算現額 104,530,000 円調定額 138,036,796 円収入済額 138,036,796 円となっております。 次ページをお開きください。歳出の関係です。 1 款の総務費、予算現額 53,877,000 円支出済額 51,743,837 円不用額 2,133,163 円、2 款の医業費、予算現額 50,054,000 円支出済額 35,827,266 円不用額 14,226,734 円、3 款の施設整備費、予算現額 300,000 円支出済額 137,550 円不用額 162,450 円、6 款の予備費、予算現額 299,000 円支出済額はございません。不用額 299,000 円、合計、予算現額 104,530,000 円支出済額 87,708,653 円不用額 16,821,347 円となっております。 339 ページをお開き願います。認定第 6 号の関係でございます。平成 19 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額 357,112,177 円歳出決算額 343,155,881 円歳入歳出差引残額 13,956,296 円
--	-------------	---

	黒川会計 管理者	翌年度へ繰越財源はございません。翌年度へ繰越額が１３，９５６，２９６円となっております。 次ページをお開きください。歳入、１款の分担金及び負担金、予算現額１，４３４，０００円調定額１，５７５，０００円収入済額１，５７５，０００円、２款の使用料及び手数料、予算現額１５９，６４５，０００円調定額１６２，６４３，７５２円収入済額１６１，８５６，３６２円収入未済額７８７，３９０円、３款の国庫支出金、予算現額２７，１７３，０００円調定額２７，１７３，０００円収入済額２７，１７３，０００円、４款の県支出金、予算現額６，７９３，０００円調定額６，７９３，０００円収入済額６，７９３，０００円、６款の繰入金、予算現額１０６，１０１，０００円調定額１０５，０２８，６４９円収入済額１０５，０２８，６４９円、７款の繰越金、予算現額１７，１８３，０００円調定額１７，１８３，４１６円収入済額１７，１８３，４１６円、８款の諸収入、予算現額１，８５０，０００円調定額３，７０２，７５０円、収入済額３，７０２，７５０円、９款の町債、予算現額３３，８００，０００円調定額３３，８００，０００円収入済額３３，８００，０００円、合計、予算現額３５３，９７９，０００円調定額３５７，８９９，５６７円収入済額３５７，１１２，１７７円収入未済額７８７，３９０円でございます。 次ページをお開きください。歳出の関係です。 １款の総務費、予算現額４８，８６７，０００円支出済額４５，３３２，８１８円不用額３，５３４，１８２円、２款の施設費、予算現額１５２，４３８，０００円支出１４７，１９３，７５８円不用額５，２４４，２４２円、３款の公債費、予算現額１５０，６７３，０００円支出済額１５０，６２９，３０５円不用額４３，６９５円、４款の諸支出金、予算現額１，０００円支出済額はございません。不用額１，０００円、５款の予備費、予算現額２，０００，０００円支出済額はございません。不用額２，０００，０００円、合計、予算現額３５３，９７９，０００円支出済額３４３，１５５，８８１円不用額１０，８２３，１１９円となっております。 359 ページをお開きください。認定第７号の関係でございます。平成 19 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額２５０，７７２，５７２円歳出決算額２４０，７４９，５６７円歳入歳出差引残額１０，０２３，００５円翌年度へ繰越べき財源１００，０００円、これは翌年度の繰越事業にあてる財源でございます。差し引きまして翌年度へ繰越額９，９２３，００５円となっております。 次ページをお開きください。歳入、１款の分担金及び負担金、予算現額３，０００，０００円調定額３，２１１，７００円収入済額３，２１１，７００円、２款の使用料及び手数料、予算現額３１，０３２，０００円調定額３９，４０６，６７８円収入済額３９，１１７，８５４円収入未済額２８８，８２４円、３款の国庫支出金、予算現額３５，０００，０００円調定額２０，０００，
--	-------------	--

	黒川会計 管理者	000円収入済額20,000,000円、4款の県支出金、予算現額100,000円調定額5,355,000円収入済額5,355,000円、6款の繰入金予算現額113,670,000円調定額95,000,000円収入済額95,000,000円、7款の繰越金、予算現額1,297,000円調定額1,297,167円収入済額1,297,167円、8款の諸収入、予算現額24,000円調定額8,390,851円収入済額8,390,851円、9款の町債、予算現額99,100,000円調定額78,400,000円収入済額78,400,000円、合計、予算現額283,223,000円調定額251,061,396円収入済額250,772,572円収入未済額288,824円となっております。 次ページをお開きください。歳出の関係です。 1款の総務費、予算現額43,196,000円支出済額28,731,747円翌年度繰越額4,700,000円不用額9,764,253円、2款の施設費、予算現額100,127,000円支出済額73,175,477円不用額26,951,523円、3款の公債費、予算現額139,400,000円支出済額138,842,343円不用額557,657円、5款の予備費、予算現額500,000円支出済額はございません。不用額500,000円、合計、予算現額283,223,000円支出済額240,749,567円翌年度繰越額4,700,000円不用額37,773,433円となっております。 379ページをお開きください。認定第8号の関係でございます。平成19年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額34,218,377円歳出決算額33,763,014円歳入歳出差引残額455,363円翌年度へ繰り越すべき財源はございません。翌年度へ繰越額455,363円。 次ページをお開きください。歳入の関係です。1款の分担金及び負担金、予算現額1,000円調定額0円収入済額0円でございます。3款の繰入金、予算現額28,214,000円調定額28,200,000円収入済額28,200,000円、4款の繰越金、予算現額523,000円調定額524,677円収入済額524,677円、5款の諸収入、予算現額1,000円調定額0円収入済額0円でございます。7款の使用料及び手数料、予算現額5,501,000円調定額5,493,700円収入済額5,493,700円、合計、予算現額34,240,000円調定額34,218,377円収入済額34,218,377円となっております。 次ページをお開きください。歳出の関係です。 1款の施設費、予算現額10,839,000円支出済額10,625,420円不用額213,580円、2款の公債費、予算現額23,301,000円支出済額23,137,594円不用額163,406円、3款の予備費、予算現額100,000円支出済額はございません。不用額100,000円、合計、予算現額34,240,000円支出済額33,763,014
--	-------------	--

黒川会計 管理者	円不用額 4 7 6, 9 8 6 円となっております。 391 ページをお開きください。認定第 9 号の関係でございます。平成 19 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入決算額 8 1, 9 3 5, 8 8 4 円歳出決算額 8 1, 3 5 2, 1 0 3 円歳入歳出差引残額 5 8 3, 7 8 1 円翌年度へ繰越べき財源はございません。翌年度へ繰越額 5 8 3, 7 8 1 円となっております。 次ページをお開きください。歳入、1 款の分担金及び負担金、予算現額 2, 4 8 7, 0 0 0 円調定額 2, 3 1 6, 9 0 0 円収入済額 2, 3 1 6, 9 0 0 円、2 款の使用料及び手数料、予算現額 1 9, 6 7 6, 0 0 0 円調定額 2 1, 8 2 3, 4 0 1 円収入済額 2 1, 6 3 8, 8 4 0 円収入未済額 1 8 4, 5 6 1 円、3 款の国庫支出金、予算現額 6, 8 2 6, 0 0 0 円調定額 6, 6 9 5, 0 0 0 円収入済額 6, 6 9 5, 0 0 0 円、4 款の県支出金、予算現額 1, 9 7 9, 0 0 0 円調定額 1, 9 4 0, 0 0 0 円収入済額 1, 9 4 0, 0 0 0 円、5 款の繰入金、予算現額 4 1, 6 5 5, 0 0 0 円調定額 3 8, 8 7 1, 0 0 0 円収入済額 3 8, 8 7 1, 0 0 0 円、6 款の繰越金、予算現額 1, 1 2 1, 0 0 0 円調定額 1, 1 2 1, 0 7 0 円収入済額 1, 1 2 1, 0 7 0 円、7 款の町債、予算現額、9, 0 0 0, 0 0 0 円調定額 8, 9 0 0, 0 0 0 円収入済額 8, 9 0 0, 0 0 0 円、8 款の諸収入、予算現額 1, 0 0 0 円調定額 4 5 3, 0 7 4 円収入済額 4 5 3, 0 7 4 円、合計、予算現額 8 2, 7 4 5, 0 0 0 円調定額 8 2, 1 2 0, 4 4 5 円収入済額 8 1, 9 3 5, 8 8 4 円収入未済額 1 8 4, 5 6 1 円となっております。 次ページをお開きください。歳出の関係です。 1 款の総務費、予算現額 1 0, 6 1 0, 0 0 0 円支出済額 1 0, 4 1 6, 3 1 6 円不用額 1 9 3, 6 8 4 円、2 款の施設費、予算現額 5 9, 2 2 9, 0 0 0 円支出済額 5 8, 2 1 8, 4 6 0 円不用額 1, 0 1 0, 5 4 0 円、3 款の公債費、予算現額 1 2, 8 9 5, 0 0 0 円支出済額 1 2, 7 1 7, 3 2 7 円不用額 1 7 7, 6 7 3 円、4 款の予備費、予算現額 1 1, 0 0 0 円支出済額はございません。不用額 1 1, 0 0 0 円でございます。合計、予算現額 8 2, 7 4 5, 0 0 0 円支出済額 8 1, 3 5 2, 1 0 3 円不用額 1, 3 9 2, 8 9 7 円となっております。 最後に 407 ページをお開きください。これから後は、財産に関する調書でございます。これにつきましては、また、お目通しをお願いしたと思います。以上で認定の第 1 号から第 9 号の説明を終わらせていただきます。 松下議員 着席
末武議長 宮地水道 課長	次に、水道課長 宮地隆君 それでは私の方から、別冊にございます平成 19 年度まんのう町水道事業会計決算書によりご説明をさせていただきます。 認定第 10 号 平成 19 年度まんのう町水道事業会計決算の認定についてでございますが、公営企業法第 30 条第 4 項の規定に

宮地水道 課長	より議会の認定を求めるものでございます。 1 ページをお開き下さい。平成19年度まんのう町水道事業会計決算報告書でございますが、収益的収入及び支出でございます。このうち収入の部でございますが、決算額といたしまして246,819,521円となっております。また、それに対します営業費用に要する支出でございますが、決算額といたしまして213,469,821円となっております。 2 ページをお開き下さい。2 ページには資本的収入及び支出を明記してございます。まず施設の整備に伴います資本的収入金額の決算金額でございますが20,424,887円でございます。支出済額の方でございますが、それに対しまして77,573,334円となっております。差し引き額57,148,447円不足するところでございますが、この不足額につきましては、下の段に書いておりますように、消費税資本的収支調整額1,067,100円また当年度分損益勘定留保資金から56,081,347円を補填させていただくものでございます。 3 ページをお開き下さい。3 ページにつきましては平成19年度まんのう町水道事業会計損益計算書を明記してございます。1番の営業収益でございますが、226,531,013円、また2の営業費用でございますが、173,443,990円でございます。3の営業外収益でございますが、8,975,683円でございます。またそれに対しまして営業外費用といたしまして35,854,632円でございます。5の特別利益についてはございません。また6の円特別損失でございますが、1,427,781円これは不納欠損いたしてございます。従いまして、当年度純利益といたしましては、24,780,293円となっております。7ページと8ページをご覧いただきたいと思うんですが、7ページから8ページにつきましては、平成19年度のまんのう町の水道事業会計報告書を掲げてございますので、あとからお目通しをいただければというように思うわけでございます。以上で報告とさせていただきます。よろしくお願いします。
末武議長 加地監査 委員	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 質疑にはいる前に監査委員が議場におられますので、審査の報告をお願いいたします。監査委員 加地禎君 それでは、決算審査のご報告を申し上げます。 地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項、及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成19年度 まんのう町一般会計歳入歳出決算、同年度各特別会計歳入歳出決算、及び水道事業会計決算、並びに基金の運用状況を審査した結果をご報告申し上げます。 去る8月21日、22日、28日、町役場におきまして、造田代表監査委員と私で決算の審査を行いました。審査は、決算書、関係帳簿、証拠書類により行いました。審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算及び書類は、いずれも関係法令

加地監査 委員	に準拠して作成されておりました。決算の計数につきましても関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めました。
	なお、基金の運用についても適正な運用がなされていることを認めました。
	以上で決算審査のご報告を終わります。
末武議長	これより、認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 案件に対しての質疑にはいります。本案件は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。
	質疑はありませんか。
3 番 本屋敷議員	3 番 本屋敷崇君
本屋敷議員	決算報告をいただいたわけですが、今現在ですね、地方自治法による決算の書類として最低限度の書類をいただいておりますけれども、決算をして行く上においてですね、歳入においては不納欠損額であるとか、収入未済額が記載されておりますし、歳出においては不用額か、不用額が書かれていますけれども、そのですね、どうしてそういう数字が予算と収入分であるとか、予算と決算分との差額がどのようにして生まれたかという説明をしていただける資料が是非つけて、決算にあたってですね、是非つけていただきたいなと思うんですけれども、その書類をつけていただけるかどうかを質問させていただきたいと思います。
末武議長	総務課長 栗田昭彦君
栗田総務 課長	失礼いたします。本屋敷議員さんのおっしゃる決算書に、さらに詳しい添付書類等を追加してもらえないかというご質問でございますが、今のお話ですとどこまで、どういう内容で付けていいものかという非常に大まかなもの、例えば、不用額あるいは不納欠損額等というのはわかります。その中でどの程度の詳細が果たして付けられるものか、まあこれも法律的なものもございますので、その点につきましては、また今後検討させていただきます。まだ、1 年間ございますので来年の時にはですね、それを準備する段階で協議させていただきたいと思います。本年につきましては、今提出させていただいております資料でご理解をいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
末武議長	他に質疑ありませんか。
	谷森哲雄君
谷森議員	私、前にもお願いしたような気もするんですが、いわゆる決算の時点で基金の実態いうんですか、色々な基金があるわけですが、決算の結果において現在の基金の残高を示していただきたい。それとですね、いわゆる繰越金が 6 億円とそれと従前からみますと、だいたい繰越金が 6 億円前後は必要かなあと、こういうようなことで今回はその積立、いわゆる財政的な積立には合っていないと、こういうことかと思うんですが、やはり、できれば積立するのが大事でないかと思います。その点お尋ねいたしま

谷森議員	す。 それから、もう一点でございますが、いわゆる臨時財政対策債これも１９年度と２０年度は３億４千６百万ですか。非常によく似ておると。だいたいこの程度、毎年臨時財政対策債を予算に組み込まないと本町としての予算の編成が出来ないのか。それともう一点は、平成１３年、１１年か忘れましたが国の方の特別会計いうんですか、交付税の特別会計が非常にもう赤字でどうしようもないということで、非常に優秀な方がおって臨時財政対策債とか、こういうなのを作り出したと思うんですが、このものについてもいわゆる国が後から交付税でみますよと、こういうことですが現にそしたらこれが出来た時には３年間の時限立法やった。それがまた３年後継続されて、また現在に至っておるということで現実に交付税の中で反映されておるのかどうか、色んな面でその交付税としてごちゃ混ぜで来ておるから、その事実そのいわゆるその当該年度に返済する分の額は交付税でみますと、もうこういうことになっておるのですが、何となくそれが本当に反映されておるのかどうかということをお尋ねいたします。ちょっと議長それともう一点お尋ねするんですが、いわゆるあの去年だったかなあ、初めて聞いたんですが補正予算債と、こういう新しい言葉を耳にしたんですが、その補正予算債の意味もお尋ねいたします。
末武議長 佐野副町長	副町長 佐野利昭君 それでは、今、谷森議員からご質問がありました４点について、まず第１点目の基金の状況でございますが、お手元に配布いたしております決算、成果の報告書の中に１９年度末の基金状況は入れております。それから臨時財政対策債は、議員がおっしゃるのとおりのものでございまして、国に金がないから自治体の方で金を借ってとってこれ、その償還は交付税でみますよということで、これは当年度償還されるお金は全て入っております。別枠でございます。公債費は別枠でございます。それからもう一点の補正予算債、これが国が補正をする時に、これもお金がないので借金をして、国が借金をしてするから起債を起こしとってよということでやっておりますので、まだ、今、補正予算債につきましては国の事業名でございまして、町が補正予算債を組むというわけではございません。補正予算の財源を公債費で国の国債なりを発行して当てますよということですので、ご理解をいただきたいと思います。もう一点は何だったですか。・・・。
末武議長 栗田総務課長	総務課長 栗田昭彦君 もう一点の繰越金の件につきましては、本年というか、１９年度の決算におきましては６億３千万強の翌年度への繰越を行っております。１９年度にその繰越金外です、１億５千万円のです、財政調整基金の方へも基金の積立はしております。その繰越金６億３千万強のです、２０年度に繰越すわけでございますが、今の措置といたしましては２０年度に一部、一般会計に繰り入れている予定をしております。今後、１２月あるいは３月で歳出が当然必要になる場合は、その内部留保をしております繰越金

	栗田総務課長	の一部を歳入に当てまして、最終的には財政調整基金への上乗せも考えながら予算執行をしまいいりたいというふうに考えております。以上でございます。
	末武議長 谷森議員	19番 谷森哲雄君 臨時財政対策債ですが、だいたい3億4千万ぐらいと、それでいわゆる、この前も質問したんですが臨時財政対策債を頼りにして予算編成とこういうふうに思われるんですが、いわゆる県下で近隣町の臨時財政対策債の予算現額に対してパーセントいうんですか、それを、もしわかっておれば比較検討出来るのであればと思ひましてお尋ねいたします。
	末武議長 佐野副町長	副町長 佐野利昭君 ただ今の臨時財政対策債、これは町から要望するものでなくして、県の方が、おたくで臨時財政対策債を起こそうとすれば限度額はいくらですよということで明示されます。我々が必要ですからこれだけ貸してくださいというふうに起債を起こすものでなくて、国がみなければならぬ一般財源に代わるべきものを起債という形でこれだけみます。ですので割り当てられた金を全額、先ほどから言われておりますように借る必要もありません。ですが、一般財源なみということで償還するお金を全て見ていただけますので交付税なみの考え方で割当をいただいたものは現在借りておるということで、各自治体はその財政対策債の取扱についてどういふような割合でというのは調べたことはございませんが、もし、時間がありましたら我々の方で一度各自治体がトータル的にどういふような起債の起こしをしているか、また、調べてみておきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。
	末武議長	他に質疑はありませんか。
	2番 小亀重喜君 小亀議員	2番 小亀重喜君 小亀です。先ほど本屋敷議員が言われたこととまるっきり重複してしまうんですが、あの総務課長の方でお答えいただいたんですが、私自身は町長にお聞きしたいんです。あの皆様も手元に持っていると思うんですが議員必携というのがございます。この263ページに次のように書かれているんです。議会は法令に基づく書類だけではなく、決算審査の意義を高めるため、必要な書類や資料の提出を要求すべきであり、ここから以降が大事です。一方、町村長としても決算審査をとおして、これからの行財政のあり方を考えるため、資料や書類の提出に積極的に協力すべきものである。と書かれております。その中で先ほど本屋敷議員が言われたように3点、これがまあ非常に重要な点だと思います。不納欠損額の内容と理由に関する調、主要な収入未済額に関する調、不用額に関する調ということで例示されております。町長ご自身はそれらを議会の審議資料として出す必要はないとお考えなのかどうかお聞かせいただけたらと思います。
	末武議長	町長 栗田隆義君

	栗田町長	ただ今の小亀議員さんの質問にお答えいたします。まあ、今まで決算報告をやってきた中でそういった書類は今までは出しておりませんでした、今後については検討していきたいとこのように思います。
	末武議長 小亀議員	2番 小亀重喜君 ひつこいですが、同様に去年も同様なことをお願いしたはずなんです。それが非常にちょっと不審なところがありまして、今初めてお願いすることであればそのとおりですねと、また来年お願いしますということなんですが、同様に去年もこれでは足りないと同じようなお答えを、また検討しますということでしたので、去年よりかはちょっとでも進んどってほしかったというのが本心でございます。来年度は是非進めていただくようお願いいたします。以上です。
	末武議長	他にございませんか。
	3番 本屋敷崇君 本屋敷議員	今のは代弁を小亀議員がしていただいたので、決算審査上においては口頭ベースになると思いますが、そういうことも聞かしていただきますのでよろしくお願いします。あとですね、主要成果の報告書の最後にですね、財政指数等々が載っておりますけれども、19年度のわが町の方が0.4、財政力指数が0.4、実質収支比率が11.7、実質公債比率が14.2、経常収支比率が84.6、まあ、実質収支比率ですと3～5が望ましいというのが通説であったりですね、実質公債比率は12～13程度、また経常比率が75以下か、というのがだいたい健全経営であるというような指標がありますけれども、18年度に比べれば相当分の努力はしていただいていると思うんですけども、さらなる努力が必要だと思われるのですが、今現在の財政指標を見てですね、町長としてどのように感じられるかということの一言いただきたいと思います。今後の19年度の決算ですけれども、20年度、今現在進行中ではありますが、これに対して18年度、19年度においてはですね、大きな事業がありましたので100億近い財政規模となっていますけれども、20年度においてはそこまで行くのは無理ではないかと、僕自身は考えておるんですけども、その当たりについて一言いただければと思うんですがお願いします。
	末武議長 栗田町長	町長 栗田隆義君 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。色々な係数でございますが、18年度に比べまして19年若干まあよくなったかなあという気はしますが、まだまだいたらないところであろうと思います。まあそういったことで今後一層行財政改革を進めて参りたいとこのように思っておりますが、ただ、3町が合併して2年半、今の時でなければやれないような事業もあろうかと思しますので、そういったことも含めまして今後とも努力をして参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
	末武議長	他に質疑はありませんか。

日程第 23	末武議長	これをもって質疑を終了いたします。 ただ今、議題となっております認定第 1 号は総務常任委員会に、認定第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号の 4 案件は教育民生常任委員会に、認定第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号の 5 案件は建設経済常任委員会にそれぞれ付託いたします。 日程第 23 議案第 1 号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。 提出者から提案の理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました、議案第 1 号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例を説明させていただきます。 本案は、昨年度の情報基盤整備事業で整備した情報通信施設並びに本年度の音声告知放送システム整備工事で整備をしております告知端末施設につきまして、これらの放送通信施設の設置と当該施設の担う役割を明確にし、施設の適正な管理を行うために町並びに利用者が行う手続き等を定めようとするものであります。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。
	末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。
	3 番 本屋敷崇君	
	本屋敷議員	ちょっとわからないところがあるので、教えていただきたいなと思うんですけども 18 条にページング放送というのがあるのですけれども、ページング放送というのがどういうものか解りかねるのでご説明をいただきたいのと、あとですね、別表第 1 に第 15 条関係として 2 万円の新規加入の場合のお金が出てきておりますけれども、算定基準としてですね、なぜ 2 万円という数字が出てきたのかということをお聞かせいただけたらと思います。
	末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。まず 1 点目、ページング放送とはどういうものかということでございますが、ページング放送というものは小さな固まりにおいて、その集団といいますか、集団の中での放送、通信放送が出来るというものです。例えば、自治会組織の中だけの通信エリアを持つことができる。登録をしていただくことが必要になります。私共の方に、うちの自治会はページング放送をやりたいというふうなことを言っていただきますればですね、そのエリア内の家を登録してですね、誰か代表者の方、暗証コード等お教えいたしますので家の電話からですね、それを押しまして放送をします。するとその自治会内全てがその放送が流れるという話になります。ですからまあ、使い勝手をうまくしていただきましたらですね、地域の中での様々な

齋部企画 政策課長	公共性をもちろん考えていただかなければいけません、かなりの効果的なアイテムになるというふうに考えております。 もう１点目の２万円、今回、新規加入なりですね、２万円というふうな金額をここに設定してございます。この２万円の根拠でございしますが、基本的にまんのう町の住民が新規に中讃テレビのサービスを申し込む場合、まず、町の告知放送を申し込む必要があります。その際係る費用と中讃テレビの初期費用と合計した額が、丸亀、多度津地区とですね、住民と中讃テレビに新規に申込した場合のですね、初期費用の均衡をとる必要があると考えました。つまり、丸亀のほうの方ですね、現在中讃テレビに入りますと３６，７５０円が必要になります。まんのう町の場合には、今、中讃テレビの方ではテレビに入るのに１８，９００円必要になるという話です。よって町はONUとか告知器を設置をするうえにですね、２０，０００円この機械代金が４０，０００円ほどするわけですが、まあその中で２０，０００円ほどを住民の方からのご負担をいただく。まんのう町で音声告知を聞きながら、テレビのサービスを受けるとすれば３８，９００円が必要になると。丸亀、多度津であれば３６，７５０円少し１，０００円いささかの差はちょっとありますが、まんのう町の場合には緊急地震速報等も付加されておりますし、行政放送も流すというものでございますので、まあ、その辺の均衡をとるためにですね、２０，０００円という金額を設定させていただきました。よろしいでしょうか。
末武議長 本屋敷議員	３番 本屋敷崇君 あんまりいうと委員会の方にあれですので、３６，７５０円と１８，９００円ということでしたけれども、まあ丸亀、多度津とですね、現在まんのう町における中讃ケーブルのたち位置というのが多少ちょっとちがうんではないかと思っておりますので、本来、全住民のために作った町民への告知サービスということで作ったものですので、本来はここで２万円を取るか、今後ずっと住んでいただくために住民税等々のことを考えればですね、ここは新規加入をいただかないということは執行部の方ではですね、お話にならなかったのかどうかだけ、その一点だけをですね、聞かせていただけたらと思います。
末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 本屋敷議員さんの再質問にお答えをいたします。大変この負担金、分担金等は大変重要でございます。一度決めますとなかなかこれは変更することはできません。これにつきましては、町の執行部の中で十分に検討して参ったわけでございます。ONUを付けたりとか告知器を付けたりだけではなく、実際にやるとすればですね、ドロップ、要は光ファイバーのケーブルからですね、引き込みをしなければならない。通常で家庭で大体１２万～１３万ぐらいの費用がかかります。よって２万円の負担をいただいても町は１０万以上の負担を最低限していく必要がございます。よって６分の１、７分の１程度のご負担は大変申し訳ないのですが、ご負担はしていただく、大事にさせていただくということも兼ねてですね、そういう負担でお願いしていくということで決めさせてい

末武議長 大西豊議員	いただきました。よろしくお願い申し上げます。 他に質疑はありませんか。 15番 大西豊君
末武議長 齋部企画 政策課長	放送依頼等について伺います。まあ旧の満濃町時代にもオフトークを導入した時に相当の広告料を見込めるということで、説明がありましたが、今現在、まんのう町でこの広告依頼料は、放送依頼料はどのくらいの収益が上がるとるものか、それとまた今からどのくらい収益を予定されておるのか、2点伺います。 企画政策課長 齋部正典君 大西議員さんのご質問にお答えします。今、詳しい数字を記憶してございませんが、オフトーク等での営利目的におきましては町内、町外、料金は違いますが費用をいただいております。30万～50万の程度だったと考えております。まあ、今回におきましては費用的な面はですね、千円というふうな設定をさせていただいております。これは県下でもこのようなオフトークなりですね、そのような告知放送を利用しているところの金額に準じてこの金額を決めております。これはあの予算的にですね、ご利用していただければ勿論増えていくんですが、こういうシステムがありますということを、様々な方法で住民の方にお知らせして効果的だなあというふうに思っていたいただければ、ご利用していただきたいというふうに考えております。
末武議長 大西豊議員	15番 大西豊君 もう一点、あの旧町時代にもオフトークに関する番組編成会議いうものがありましたけれども、今回はそういう会議というのは設けているのか、設けないのか。それともう一つは、ローカル的なものと公的なもの、そういうのをどのように区別されて取組むのか、2点伺います。
末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 大西議員さんの再質問にお答えします。ローカル的なもの、要は行政放送とお知らせ放送の違いはどのようにしているのか。という話の一点ですが、行政放送は、役場側からの住民の皆様にお知らせをする放送を、例えば1チャンネル、現在のオフトークであれば1チャンネルで放送しているものでございます。但し、まあ、今、琴南、仲南との関係で1チャンネル、3チャンネルが一緒になっておりますけど、新しいのが出来ればですね、その1チャンネルというところに行政放送サービス、3チャンネルにお知らせ放送、このお知らせ放送というのは、例えば学校、小、中学校のですね、運動会とか学習発表会とか、そういうものを中に含めていくものでございます。あともう一点、審査委員会といいますか、放送のこれは今回も条例化といいますか、規則を作っております。毎年1度は最低開かしていただいております見直しをしていくと、放送の内容等、放送倫理的なことも絡んでおります。そ

末武議長 大西豊議員	ういうものの中で検討しながらですね、よりよい放送に努めて行きたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。 他に質疑はありませんか。
大西豊議員	15番 大西豊君 規則は従来と同じ規則ですか、今度新しく変わった規則は出来るんですか。まだ、十分読んでないんですけど。いってないようなんですけど。それと、番組編成会議によって改善しとるいうけど、合併してから番組編成会議を行ったとするならば内容について教えていただきたいと思います。
末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 大西議員さんの再質問にお答えします。番組編成委員会は合併からこっちでは開催した記憶がありません。但し、今回の新しい放送設備になってですね、要はそのチャンネルが別々になります。今の放送設備はチャンネルが1チャンネルで行政とお知らせが一緒になっております。よって、混同しているような放送設備でございます。旧の満濃地区のオフトークは自動切換、仲南は手動切換、琴南はまあ1つしかないというような形で一緒になっておるわけですね、ですから、その放送内容が審査にかける中で不都合が生じているというのが現状でございます。今は新しいシステムが出来るまでは暫定的な放送体系になっているということでございます。内容的には旧来からの審査の方法になっていこうかとは思いますが、まあ今後の動きによって中身の勿論、改正等も考えて行きたいというふうに考えています。
末武議長 大西豊議員	15番 大西豊君 これだけには限られないんですけど、まあ合併をして2年半もなるんでこういう会議についてはやっぱり、ただ今課長が会議によって改善しとる。実際開いてないということはあの住民の声が反映されておられませんので、こういう色々住民の要望についてはそのために規則がありますので、そういう審査機関もありますので、あの必ず開いていただいて住民の声を反映していただきたいと思います。あの、このオフトークに対しても相当改善する余地があると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
末武議長	他に質疑はありませんか。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今、議題になっております、議案第1号は総務常任委員会に付託いたします。 休憩いたします。次2時50分再開いたします。 休憩 14時35分 休憩を戻し、会議を再開いたします。 再開 14時50分

日程第 24	末武議長	日程第 2 4 議案第 2 号 まんのう町 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 25		日程第 2 5 議案第 3 号 まんのう町 特別職報酬等審議会条例の一部改正について
日程第 26		日程第 2 6 議案第 4 号 まんのう町 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
		以上、議案第 2 号から、議案第 4 号の 3 議案について会議規則第 3 7 条により、一括議題といたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(なし)
		異議なしと認めます。
		よって、議案第 2 号から、議案第 4 号の 3 議案を一括議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今一括上程されました、3 議案についてご説明を申し上げます。
		議案第 2 号でございます。まんのう町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。
		普通地方公共団体の議会の実態を踏まえ、議員活動の範囲を明確化するため地方自治法の一部を改正する法律が、平成 2 0 年 6 月 1 1 日に成立し、同月 1 8 日に公布されたことから議員の報酬に関する規定を整備する必要があるため、当該条例の一部改正を行うものであります。内容につきましては、本文中の報酬を、議員報酬に改めるものでございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
		続きまして、議案第 3 号 まんのう町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてご説明申し上げます。改正理由は議案第 2 号で説明申し上げたものと同様でございます。内容につきましては第 2 条中の議員の報酬を、議員報酬に改めるものでございます。
		議案第 4 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。議案第 2 号の提案理由で申し上げましたように地方公共団体の議員活動の範囲を明確化するため、地方自治法の一部が改正されました。報酬及び費用弁償についての規定第 2 0 3 条中議員報酬に関する規定が削られ、同条が 2 0 3 条の 2 に繰下げられたため当該条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては 1 条中の第 2 0 3 条を、第 2 0 3 条の 2 に改めるものでございます。よろしくご審議ほどお願いいたします。
	末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。
		これより、議案第 2 号から議案第 4 号の 3 議案に対しての質疑にはいります。
		質疑はありますか。

	末武議長 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。ただ今議題となっております、議案第2号、議案第3号、議案第4号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、議案第2号、議案第3号、議案第4号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。 これより、議案第2号 まんのう町 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第2号 まんのう町 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 これより、議案第3号 まんのう町 特別職報酬等審議会条例の一部改正についての討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第3号 まんのう町 特別職報酬等審議会条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし)
--	--

日程第 29 日程第 30	末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今、議題となっております、議案第 6 号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 29 議案第 7 号 財田川防災組合の解散について 日程第 30 議案第 8 号 財田川防災組合の解散に伴う財産処分について 以上、議案第 7 号、議案第 8 号の 2 議案について会議規則第 37 条により、一括議題といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、議案第 7 号から、議案第 8 号の 2 議案を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今一括上程されました、2 議案についてご説明をさせていただきます。 まず、議案第 7 号 財田川防災組合の解散についてのご説明を申し上げます。財田川防災組合及び財田川沿岸土地改良区の業務を統合し、新たに設置する協議会で行うこととなり、平成 21 年 3 月 31 日をもって財田川防災組合を解散することについて地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議いただきご決定賜りますようお願いいたします。 続きまして、議案第 8 号 財田川防災組合の解散に伴う財産処分についてのご説明を申し上げます。財田川防災組合が平成 21 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い地方自治法第 289 条の規定により、組合財産の処分に係る関係地方公共団体の協議について同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議いただきご決定賜りますようお願い申し上げます。
	末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

末武議長	これより、議案第 7 号から議案第 8 号の 2 議案に対しての質疑にはいります。
	質疑はありませんか。
3 番 本屋敷崇君	
本屋敷議員	あの概略で結構なんですけども、解散理由とですね、次、議案第 8 号の方に新たに設置される協議会というのがあるんですが、これも予定があるのかどうかぐらいだけを聞かせていただけますでしょうか。
末武議長	総務課長 栗田昭彦君
栗田総務課長	本屋敷議員さんのご質問の解散の理由でございますが、財田川防災組合及び財田川沿岸土地改良区の概要という資料をいただいております。これによりますと、当初は 28 年にですね、財田川沿岸土地改良区が結成されたというふうに聞いております。その事業の目的はですね、土地改良区を設立して事業を進めた関係上、法的にその、まず、土地改良区というのは土地改良事業を行うというのが本来の目的でございます。本来の目的に沿ってですね、土地改良区を設立して事業を進めた関係上、本来の目的から関係法的にですね、その負担母体に疑義が生じたため事業の推進を著しく阻害してきたということでございます。そのため、事業本来の目的であった治水事業の姿に返り、改めて受益市町村がこれらの維持管理に関する事態について共同して処理をしなければ、この目的を達成しえないので広域的見地から昭和 33 年にですね、財田川沿岸市町防災組合というのが、これ一部事務組合ですが、これが設立されたということでございます。私、最初でですね、この財田川土地改良区がですね、設立された目的というのを省略してしまいましたが、当初の土地改良区の目的は財田川の氾濫による財田川沿岸の農地を始め、農業用公共施設並びに一般公共施設の災害を未然に防止するため、沿岸 1 町、1 ヲ村の負担において防災施設構築の事業に取り組んでいたが、途中から土地改良事業により事業を実施することにより、当初申し上げました土地改良区が出来たということでございます。その後、財田川沿岸市町防災組合が設立されましたということでございます。その防災関係につきましては、河川の氾濫とか災害防止のための各種土地改良事業により、いろいろなダムが構築され、またダムの完成に伴い河川整備も実施されたということでございます。現在は、これら各種土地改良事業で構築された土地改良施設の維持管理と、借入金の償還及び配水に関する業務を主として実施しているということでございます。その事務分担につきましては、負担金の徴収及び配水に関するものは財田川防災、その他の業務は財田川沿岸土地改良区で行っておりこれらを 1 本化して事務の簡素化、経費節減を図るために今回組織の再編を図るということでございます。 既に関係の市町並びに町からも議員さんが 3 名代表して行っておられますので、新たな財田川沿岸防災協議会という、これも仮称なんですけれども、まあ、こういうことですね、10 月にですね、私が聞いてとんのは 10 月ぐらいにですね、そういうその規約等ですね、出来るというふうに聞いております。以上でございます。

	末武議長	他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。ただ今議題となっております、議案第7号、議案第8号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、議案第7号、議案第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 これより、議案第7号 財田川防災組合の解散についての討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第7号 財田川防災組合の解散についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 これより、議案第8号 財田川防災組合の解散に伴う財産処分についての討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第8号 財田川防災組合の解散に伴う財産処分についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
--	------	---

日程第 31	末武議長 栗田町長	(なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 31 議案第 9 号 平成 20 年度 まんのう町一般会計補正予算 (案) 第 2 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました、議案第 9 号 平成 20 年度 まんのう町一般会計補正予算 (案) 第 2 号のご説明を申し上げます。 1 ページをお開き下さい。第 1 条で歳入歳出それぞれ 1 5 6, 5 7 4 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 9, 1 8 0, 7 1 7 千円に、第 2 条で地方債を定めております。3 ページをお開き下さい。第 9 款、地方特例交付金から第 1 5 款、県支出金までは現時点での額が確定したことにより補正を行っております。第 1 8 款、繰入金は繰越額や地方交付税などが確定したことにより財政調整基金の減額補正等を行っております。第 1 9 款、繰越金は補正に伴う財源の補正を行っております。第 2 1 款、町債は現時点の事業や 1 9 年度繰越額や地方交付税等が確定したことにより減額補正を行っております。 4 ページをお開き下さい。歳出につきましては主なものといたしまして第 2 款、総務費で 4 7, 1 7 4 千円を計上しております。内訳といたしまして、第 2 項、総務管理費では 4 1, 4 5 7 千円の増額、主には財産管理費で本庁舎北側の駐車場の取得費として 1 3, 4 1 6 千円、企画管理費で振興公社 M & A 調査委託料として 1, 8 9 0 千円、美霞洞温泉経営安定化資金交付金として 2 千円をそれぞれ計上し、一方、仲南振興公社関係施設改修工事費を 1, 8 9 0 千円を減額いたしました。自治振興費では、地域公共交通協議会負担金として 6 百万円を計上、第 2 項、徴税費は税務総務費で地方税電子申告システム導入関連で、5, 1 6 7 千円を計上し、第 5 項、統計調査費では住宅実態調査の実施のために 5 5 0 千円を計上いたしました。第 6 款、農林水産費で 3 0, 0 1 7 千円を計上いたしております。主なものといたしましては、農業振興費で有害鳥獣被害対策補助金として 1, 4 6 0 千円、中山間地域等直接支払制度交付金として 2, 3 0 0 千円を計上し、農地費では県営事業負担金を 2 3, 3 2 4 千円を増額いたしました。第 8 款、土木費で 7 9, 0 5 4 千円を計上いたしております。内訳といたしまして、第 2 項、土木管理費 7 2, 2 4 8 千円の増額、主には道路橋梁維持費で県道炭所西善通寺線改良に伴う工事や町道修繕等の工事費が 2 7 百万円、また県道炭所西善通寺線改良工事の実施において水路部拡張に用地を、町土地開発公社が先行取得しており、今回まんのう町に所有権を移転するため購入費が 4 2, 3 4 8 千円でございます。また、第 5 項、住宅費は 5, 7 0 6 千円の増額これは町営住宅の修繕費等でございます。第 1 0 款、教育費は 9 6 5 千円の減額としております。主なものは人件費の増減によるものでございます。ご審議いただきご決定賜りますようお願い申し上げます。
---------------	-------------------------	---

末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 19番 谷森哲雄君
谷森議員	起債の説明で自治振興費1億円やったかなあ、これを取止めた理由をお尋ねいたします。それからもう1点は地方税電子申告システム初期導入業務委託いうんですか、5,167千円これは来年の10月から年金のみの収入のある方の住民税を年金から天引きすると、こういうことかと思うんですけどこの点についてお尋ねいたします。 総務課長 栗田昭彦君
栗田総務課長	私の方からは、谷森議員さんのご質問の中の自治振興費を取止めた理由についてご説明させていただきます。先ほど、町長の方からのご説明の中にもございましたが、今回地方交付税、地方特例交付金それから繰越金等が確定いたしまして、町の財源がある程度本年度につきましては見込まれることから、これは借金でございますので出来るだけ借金はするべきではないということで1億円をまず取りやめさせていただいたということでございます。
末武議長 税務課長	税務課長 三好定君 谷森議員さんのご質問にお答えいたします。補正で上げております先ほどおっしゃられましたように、来年10月からの個人住民税の年金からの特別徴収ということでございます。これにつきましては6月の議会で条例化していただきまして議決をいただいております。この経費でございます初年度ということで、年金特徴エルタックスといいまして電子申告ということでございます。その初期費用の経費ということでございます。あくまでも初年度でございます。あと21年度、22年度にかかりましては維持管理費ということで70万～80万ということでございます。以上でございます。
末武議長 谷森議員	19番 谷森哲雄君 住民の気持ちとしてですなあ、最近になってやな、介護保険料から国保税から全て天引きされると、非常に生活に影響がおきると、特に年金から天引きされる方はいわゆる65歳以上からでほとんど勤めてない方と、そういう方で非常に苦情が多い、不満が多いわけです。だから特にこの前の税源移譲ですか、そんな関係で住民税が上がる、住民税が上がったら国保税が上がる。全て連動しておると。そういう中で特に最近非常に景気もよくないしするんで、住民として非常に生活が苦しくなっていると。こういう中で国の方が次から次とこういうような法案いうんですか、出してきて天引きすると。このことについて非常にいかななものかと

谷森議員	思うわけで、私は総務委員会に属しておりませんのでこの席で、こういうようなことが国民不在いうんですか、こういうふうにいつでも過言ではないかと思うわけでございますので、特に一番その末端の市町村で住民と直接的な結びつきにあります町長が、やはりこう住民の立場に立つというのが大原則ではないかと思うんですが、このことについて町長のお考えをお聞かせいただいたらと思います。
末武議長 栗田町長	町長 栗田隆義君 谷森議員さんのご質問にお答えいたします。また、新たに年金から特別徴収するというようなことでありまして、非常に不公平感も感じるかなあということで、また高齢者の方に痛みを伴うということで我々市町村議会でも色々問題になり、国の方へも色々抗議したり色々したわけでありますが、どんどんシステムが進んでおりまして今のところそれに従わざるを得ないというような状況でございます。まああの、町村会の方でも色々国の方に対して申し立てはしたということはお伝えしておきたいと思います。よろしく願いいたします。
末武議長 本屋敷議員	3番 本屋敷崇君 まず1点なんですけれども、決算の方とも連動するんですけれども、あの補正予算の方で決算の方で余ったというか繰越される額を繰越金として2億2千5百万ほど得られとんですけど、まだ予算化されてないお金というのが去年の決算の時からちょっと何なんやろうかなあこのお金はと思ひよったんですけれども、今回もまだ2億円ぐらい確か予算化されてないお金があると思うんですけれども、これは先ほど総務課長もおっしゃられたようにですね、12月、3月の補正に合わせて置いておくという観念だと思うんですけれども、まあ、去年、今年と多額ですね、情報基盤整備等をしてこれからですね、どうしても情報基盤整備、壊れて行くものですのでそれを直していくためにも財源というのは必要になってくるんだと思うんです。そういったことを考えた時にですね、財調基金に入れたりですね、若しくは特目基金を作ってですね、特目基金に入れる等をした方がですね、お金としては一度見えてそこに入れるとですね、次、基金取崩しということになりますので使いづらいことになるんでわないかなあと思うんですけどまあ、ここは執行権の範疇ですので何とも言えませんが出来ればそうしていただきたいと思う部分があって、それは出来ないかどうかという質問まず1点とですね。ちょっと、細かくはなるんですけれども9月補正ということで、どちらかという緊急性の高い補正だと思うんですけれども土地購入費が2つ合わせて5千5百万ほどですね、出ておりますけれども、今現在これが緊急性を要するものなのかどうかということとですね、まああの、本当に細かい話になるのですが、申し訳ない話なんです、支所及び出張所費の中でですね、120万ほど修繕費で出てきているんですが、これ内容見てみると衛生費の方で上げるべきものでないかと思うんですが、それが支所費で上がっているということについてですね、どういうふうなことで支所費で上がっているのかいう

本屋敷議員 末武議長 栗田総務 課長	ところをお聞かせいただきたいなあと思います。 総務課長 栗田昭彦君 私の方からは、本屋敷議員さんのご質問の中の繰越金の使途及びですね、土地購入費の中の本庁北側の駐車場のことについてご説明をさせていただきます。19年度の決算でですね、繰越金が6億3千万強ございます。地方自治法によりますと繰越金の処分につきましては、翌年度へ繰越すかあるいは基金に積み立てるか、どちらか選択出来るようになっております。19年度の決算につきましては、まず19年度中に1億5千万財政調整基金に既に積み立てております。それ積み立てた以外に6億3千万強が繰越すということでございます。最終的に今のところ2億円程度留保するというところでございますが、ご質問の中にもありましたように、それをどういうふうに使っていくかということはそれぞれ慎重に検討していくべきだと思っております。1つの方法としてはですね、ある時期に同じように基金に積み立てるということも考えられます。それから、それはまあ全体の予算の流れを見て必要時にそういう措置をするべきだと思っております。今とりあえず考えるべきはですね、20年度の全体の予算がどれだけ必要かというのをですね、ある程度の時期にはまあまあつかめると思いますが、その時期にですね、そしたら今の財政プラスどれだけの予算が必要かということも当然必要になってくると思います。そのためには、今現在の資金留保を行っているというふうに考えております。
末武議長 岡澤仲南 支所長	それから、その次に土地購入費のことでございますが、既に現状は駐車場になっております。あそこは2筆ございまして1筆は既に購入さしていただいております。残りはですね、1筆は借入をしておりましたが、まずこの方が非常にご高齢だということ。まあそうなりますと相続をしてですね、購入する際もですね、相続をする必要がございます。相続をする際にですね、まあはたして相続がいかななものかというようなこともございます。そうなればですね、早急にですね、ちょっと表現は悪いんですけどもご存命のうちに所有権移転をした方が、さきざき町にとってもいいんじゃないかという判断をさせていただきまして今回購入をさせていただいたということでございます。以上でございます。 仲南支所長 岡澤勉君 失礼します。本屋敷議員さんのただ今のご質問の中で、支所及び出張所費の中で1,263千円ですか、補正予算として計上させていただきました。この内訳といたしまして工事請負費で700千円、備品購入費で63千円、もう一つ需用費で500千円ありますけれども、この500千円につきましては、琴南支所のバスの修繕費でございます。そしてこの工事請負費700千円につきましては、町が分譲しております中山団地の中に今現在3戸のお家が建設されたり、2戸が入居しております。そのためのごみ収集、リサイクルごみですか、ペットボトルとかの収集場所として3坪ぐらいの土地の造成費から建てやといいますか、簡単な物

岡澤仲南 支所長	置みたいなタイプの分ですけど一応これを設置するのと、ごみ収集かごですね、これを備品として計上さしていただきました。というのは支所には衛生費というのはございませんでしたので、一応ここで計上さしていただきました。よろしく願いしたらと思います。
末武議長 小野建設 課長	建設課長 小野隆君 まあ、土地購入の関係の中でですね、公社の内容が先ほど言われました金額42百万強ございます。42百万ぐらいですか、それが、事務局は企画政策課になるんですが、まあ従来の流れ、工事的な流れの中でですね、建設課がかんでおりますので私の方から説明させていただきます。それでまあ、今買い戻しをしたら、今でなかったらいかんのかというようなご質問だったと思うんですが、既にですね、当初、地権者の方18筆の土地があったわけなんです、その土地を既にもう既に買収さしていただいてからもう既に早い分については約3年近く経過いたしております。旧町時代からのものもございます。そんな中でですね、毎年やはりその2テン数パーセントの金利を払っていかねばならないということで、今の段階ではここずっとですね、毎年金利だけを払っていております。そんな中でですね、なるべく早くですね、この土地の買戻しをしなければならぬということは前々から思ってたわけなんです、まあ色々予算の目途等もなかったというのが現状でございまして今回ですね、金利が結構余分に払っているというような状態で、何とか元金が手当出来るのであればこの議会にお願いいたしましてですね、4千数百万の補正をしていただいて今回一気にですね、土地開発公社の名義の土地をですね、まんのう町の名義に変えるという予算でございます。当初はですね、県道炭所西善通寺線の改良工事、その中の工事の負担部分におきましてこの事業は成り立っております。全体をですね、当初先行取得、県の方で先行取得をしていただいたわけなんです、その中でですね、道路部分と水路部分、用排水路含めるんですがその中の負担区分が負担区分の割合でですね、まんのう町が買い戻すべき土地と、香川県さんが買い戻すべき土地ということで既に香川県の土地におかれましては、18年度だと思っております。ということでまんのう町が買い戻すものがそのまま残っておったというような状況でございますので、ご理解をいただいてよろしく願いしたらと思います。以上です。
末武議長	他に質疑はありませんか。
白川年男 議員	4番 白川年男君 谷森議員が質問しました地方税の電子システム云々と、これは多分、中讃事務組合あちらの方へ払うわけですね、それを具体的に説明をしてほしいのと、こういう税金のこういうシステム、この辺は国が国の方がすべきものでないかと思うし、この辺を具体的にどちらへ、どういうふうにお金が出るのかと、それをちょっと説明して下さい。
末武議長	税務課長 三好定君

三好税務課長	白川議員さんのご質問にお答えします。先ほどの地方税電子申告システムの経費ということで、これは取りまとめが実際広域で今現在やられております。これにつきましては実際あの窓口といたしましては、広域になります、そのASP業者というのが別にありまして、これもあの広域の方である程度見積とっていただいております。既に業者も決まっておるようでございます。一応まあ、あくまでもこれは元々国の方からの地方税電子化協議会というのが既に早くから出来ておりまして、償却とか法人税の関係の申告制度ということで通常エルタックスということでございます。これに引っつけまして、住民税の公的年金の特別徴収を行うということでございます。国の方からは直接的にこれにつきましてはの加入促進とかいうことは特にありません。全てこの地方税電子化協議会というところから全て町の方へきております。県の段階でも説明会というのは1回ありまして私も出席させていただきました。これにつきましても広域の方も見えておりましたがASP業者も来ておりました。これは、四国全体で説明会もあつて担当者も出席したわけでございます。この中でですね、例えば、四国で徳島なり高知の村、非常に規模の小さい村たくさんあります。こういう村の方の質問でどうしても実施しなければいけないのかということで、当初の説明の中には特別事情でなくてもいいような文言があったのでございますが、その時の説明ではもう半強制的なことで小さい自治体についても加入してくれということの説明でございました。我々のところは2市3町の広域でやっておるということでございますが、小さい自治体については非常に対象者が少ないにも係わらずこういう住民税の公的年金の特別徴収ということをやめるのについては、非常にまあ経費的な面から言いますと効率が悪いというような意見も多数あったようでございます。まあ前回もお知らせしたようにまんのう町でいいますと、住民税の加入者というか現在課税者数は9,200人ほどおりますが、約2割弱でございまして1,620人の方の年金特徴を行うということでございます。いずれにしてもこのことにつきましては、経費面、今年の場合は初期導入費ということで約5,000千円ほどいりますが、あとにつきましては先ほどいったように毎年700千円とか800千円という経費がいります。まだ、我々のところにつきましては広域の方でまとめてやっていただいておりますということでございます。我々、現場のものとしたしましてもこういう非常に事務が煩雑ということで特別徴収はしますけど普通徴収とか、結局、介護保険なり後期高齢と一緒にございまして非常に現場のものとしては事務が煩雑になるというようなことを聞いております。以上でございます。
末武議長 大西豊議員	15番 大西豊君 18ページの指定管理者審議委員の氏名と経営検討委員の氏名と、それと指定管理者施設管理費についてももう少し詳しく説明をいただきたいと思います。
末武議長 齋部課長	企画政策課長 齋部正典君 大西議員さんのご質問にお答えいたします。18ページの指定管理者審議委員の氏名でございます。指定管理者審議委員におき

齋部企画 政策課長	ましては外部審査審議委員を入れてございます。この審査委員におきましては会計士さん、またそういう有識者を入れての外部委員でございます。前回までは宮本会計士さん等が入ってございます。もう1点何かご質問をいただいたのですが、・・・。 (氏名を言って下さい。) 氏名、全員の名前をちょっと今ここで把握してございませんので、後ほどまたということによろしいでしょうか。 (経営検討委員、指定管理者設備費の内訳と) 経営検討審査委員これも名前の方は今全て把握は申し訳ありませんが出来ておりません。よろしくお願い申し上げます。 この中でですね、指定管理者施設管理費、このご説明をいうことだと思いますが、この中には美霞洞温泉の経営安定化資金交付金のことを言われていると思っておりますが、これはご存知のように今年の6月定例の時に琴南振興公社の決算をさせていただきました。まあその時に琴南振興公社におきましては昨年度9,500千円ほどの赤字がございました。その時に内部留保資金といたしまして5,000千円ほどはございましたが、棚卸し等の資金を引きますと1,500千円ほどの運転資金、運営資金しか持っていないという状況でございます。昨年が9,500千円ほどの赤字だったわけでございますが、本年度におきましては燃料の高騰等で中々厳しい経営状態を今やっておるわけでございますが、もちろん経営改善をお願いしておるわけでございますが資金の安定のために、今回美霞洞温泉の経営安定のためにですね、基金の取崩しをお願いするものでございます。美霞洞温泉の管理運営基金条例がございましてその中の第6条に処分といいますか、そういう資金としてすることが可能となっておりますので20,000千円ほどをお願いをしてございます。なお、公社の方とは協議をいたしまして今の段階では20,000千円ほどの費用は上がってきておりませんが、もちろん少しでも少ない赤字をとという話はしておりますが、来年の決算時が必然的に4月以降にずれ込みます。6月前後までずれ込むわけですが、その間のつなぎとしての余力資金としてのことも兼ねまして20,000千円で今回上げさせていただいておりますことをご了解いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。
末武議長 大西豊議員 末武議長 齋部企画 政策課長 末武議長 大西豊議員	15番 大西豊君 指定管理者審議委員はおらんのですか、知らんのですか。経営検討委員はいないんですか、知らないんですか。 企画政策課長 齋部正典君 大西議員さんの再質問にお答えします。双方ともメンバーはいらっしゃいますが、全員の名前の覚えておりません。今記憶にしてございません。 15番 大西豊君 あの、細かいことといえば細かいかと思いますが、これだけ大きな問題になって委員のメンバーも1人も名前をいえないいうこ

大西豊議員	とは、僕怠慢やと思いますよ。この前全員協議会においても課長が管理者にものを言えるんかいうたら、言えますいうことをいよったんだから、その以前の問題、審議員のメンバーの名前もいえんいうたら、細かいことでないと思いますよ。議長、再度要求して下さい。
末武議長	はい。 (調べる時間をいただけますか。) そしたら、休憩いたします。4時再開いたします。 休憩 15時48分
	再開 16時00分
齋部企画	休憩を戻して会議を再開いたします。
政策課長	企画政策課長 齋部正典君
	会議の進行に大変不都合つけさしまして申し訳ございませんでした。まんのう町指定管理者の審議会委員の名前でございますが、現在5名構成で行っております。これはまんのう町公の施設の指定管理者に関する条例、施行規則に則ってメンバーを決めております。お名前の方でございますが、公営企業等の専門知識を有するものとして、宮本会計事務所の所長である宮本公男さん、設計管理等の専門知識を有するものとして、鉄川設計事務所の鉄川裕崇さんですか、あと町長が必要と認めるものということで、まんのう町連合自治会長であります山内光さん、あとまんのう町婦人会連絡会会長の朝倉安子さん、あと役場の代表として栗田総務課長が入っております。この5名構成で指定管理者の審議会の委員構成となっております。
	もう1つでございますが、経営検討委員のお名前でございますが、経営検討委員につきましては第3セクターの経営が悪化している、また悪化が認められる施設に対しては、この度20年度になってからですね、国の方からこういう経営検討委員を任命して審査をなさいということが最近出てまいりました。よって今回まんのう町の場合にご存知のようにM&Aという形で双方2つ公社があるわけでございますが、その2つの公社の指定管理者に絡めての審査をしてもらうわけですがそれに絡めて経営検討委員を5名を選んで行きたいというふうに計画してございます。今現在ではまだ、誰というふうなことにはなっておりません。これはあくまでも国の基準がそういうような指導といいますか、指示がございましたので今この中に入れさせていただいてます。まあ双方、4人と5人の費用が発生しますので9人の費用でございます。3回ほどの会は必要だろうということでこの報酬を上げさせていただいておるわけでございます。以上でございます。
末武議長	もう、3回やったので議会でそうなっておるんで。
	また、次の委員会で・・・。

末武議長 谷森議員	19番 谷森哲雄君 この18ページの振興公社のM&A調査委託料いうんですか、この文言がちょっと行政として不適切のような気がします。やはり、行政というのはこういうような言葉いうんですか、文言は使うべきではないと思うんですが、町長この点いかがですか。
末武議長 栗田町長	町長 栗田隆義君 谷森議員さんの質問にお答えいたします。18ページの振興公社のM&A調査委託料ということで上げてありますこの文言につきましては、非常に解りにくいということですが、ちょっと私もこの前全員協議会でお話をさせていただいたことを調査委託しておるのだとは思いますが、もう少しわかりやすい日本語で標記をするように心がけて行きたいと思っております。よろしくお願いいたします。
末武議長 本屋敷議員	3番 本屋敷崇君 地域公共交通協議会負担金という6,000千円があるんですけども、あの当初の予定で確かあの負担金の方がですね、協議会においては負担割合を忘れたんですけども、2分の1か、3分の2は国の方からいただけるというお話だったと思うんですけど、今見ると一般財源が6,000千円そのままきとるんで、ちょっとその負担割合の方とこの6,000千円をコンサルタントに使うのであろうと思っておるんですけども、どういう内訳なのかだけを教えていただきたいなあと思います。
末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。地域公共交通協議会負担金6,000千円を今回補正に上げさせていただいておりますが、これは基本的には地域公共交通協議会に規則を作っております。その中で外部、独立した外部の協議会を設立してございます。基本的には会計監査全てとっておりましてその中で資金を動かすという形でございます。当初予算では町から100千円の運営資金をいただいておりますが、基本的にコンサルタントさんの方に5,400千円ほどの支払を行います、残り600千円ほどはその構成メンバーのですね、研修若しくは資料集め等の費用に使って行きたいというふうに思っております。なお、この6,000千円のですね、率、補助率といいますか、これは100%、6,000千円国から出ます。まず、今回の補正では町の方から一時、国庫補助金一時立替ということで、この協議会の通帳の方に振り込んでいただいてこの通帳の中で会計処理を行わないことにはですね、振り込んでですね、そこで支払行為を行っていないことには実績報告が出せないと、出せないと支払を受けられないということがございますので、一般会計の方から今回一時立替という形で予算立てをさせていただいたというところでございます。よろしくお願いいたします。
末武議長	他に質疑はありませんか。

日程第 32	末武議長 三好議員 末武議長	これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 9 号は、総務常任委員会に付託いたします。 日程第 3 2 発議第 1 号 まんのう町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 三好勝利君 ただ今議題となっております、発議第 1 号 まんのう町議会会議規則の一部改正についての提案理由を申し上げます。 この議案は、地方自治法の一部改正により、まんのう町議会会議規則第 1 2 0 条の地方自治法を引用する部分について、条項にずれが生じたため所用の改正をするものであります。以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたしました。 お諮りします。ただ今議題となっております、発議第 1 号は会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、発議第 1 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、発議第 1 号 まんのう町議会会議規則の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし)
---------------	-------------------------------------	---

	末武議長	異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 なお、次回会議の再開は９月２２日午前９時３０分といたします。本議場にご参集願います。 本日はこれで散会いたします。 散 会 １６時１６分
--	------	---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年 9月19日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

